

平成30年3月5日（月曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成30年第1回松島町議会定例会会議録（第2号）

---

出席議員（14名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
7番	澁谷	秀夫	君	8番	今野	章	君
9番	太齋	雅一	君	10番	後藤	良郎	君
11番	菅野	良雄	君	12番	高橋	幸彦	君
13番	色川	晴夫	君	14番	阿部	幸夫	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	亀井	純	君
財務課長	千葉	繁雄	君
企画調整課長	小松	良一	君
町民福祉課長	太田	雄	君
町民福祉課福祉班長	山口	敏江	君
健康長寿課長	児玉	藤子	君
産業観光課長	安土	哲	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	佐藤	進	君
水道事業所副所長	岩渕	茂樹	君
危機管理監	赤間	隆之	君
企画調整課専門官	佐々木	敏正	君
教育長	内海	俊行	君

教 育 次 長	本 間 澄 江 君
教 育 課 長	三 浦 敏 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 菊 地 磯 子

---

議 事 日 程 (第 2 号)

平成30年3月5日(月曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〳 第 2 議案第 1 号 松島町障がい者計画(第3期)について
  - 〳 第 3 議案第 2 号 松島町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について
  - 〳 第 4 議案第 3 号 松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
  - 〳 第 5 議案第 4 号 松島町介護保険条例の一部改正について
  - 〳 第 6 議案第 5 号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正について
  - 〳 第 7 議案第 6 号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について
  - 〳 第 8 議案第 7 号 松島町国民健康保険条例の一部改正について
  - 〳 第 9 議案第 8 号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について
  - 〳 第10 議案第 9 号 松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
  - 〳 第11 議案第10号 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
  - 〳 第12 議案第11号 松島町環境美化の促進に関する条例の一部改正について
  - 〳 第13 議案第12号 松島町営住宅条例の一部改正について
  - 〳 第14 議案第13号 吉田川流域溜池大和町外3市4ヶ町村組規約の変更について
  - 〳 第15 議案第14号 指定管理者の指定について

【磯崎漁港漁具倉庫】

- 〃 第 1 6 議案第 1 5 号 平成 2 9 年度松島町一般会計補正予算（第 6 号）について
  - 〃 第 1 7 議案第 1 6 号 平成 2 9 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
  - 〃 第 1 8 議案第 1 7 号 平成 2 9 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
  - 〃 第 1 9 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
  - 〃 第 2 0 議案第 1 9 号 平成 2 9 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 4 号）について
  - 〃 第 2 1 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
  - 〃 第 2 2 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度松島町水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第1回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、11番菅野良雄議員、12番高橋幸彦議員を指名します。

---

日程第2 議案第1号 松島町障がい者計画（第3期）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、議案第1号松島町障がい者計画（第3期）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

議案の第1号障がい者計画ということで、この計画につきましては、計画の中にも書いてありますように宮城県の障害者プラン、ここで障害を理由とする差別の解消、雇用、就労等の促進による経済的自立、それからみずから望む地域、場所で暮らせるための環境整備、人材育成ということに重点を置いて取り組むということになっておりまして、本町もこうした県等の上位計画に基づいて第3期計画が策定をされているというふうに思っております。

第5章の施策の展開では、3つの基本目標のもとに関連事業として7つの主要施策が掲げられております。ともに支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくりを目指していくということが出来る、理解することが出来るようになっておりますが、この計画が確実に実行されるのかどうかということについて、一つお聞きをしたいわけです。とりわけ、主要施策の7の雇用就労経済的自立の支援は今後の障害者の生活が自立したものになりうるのかどうかの重要な施策になってくるかと思えます。

そこで、計画案の51ページで町内には就労を支援する障害者福祉サービスとして就労移行支援及び就労継続支援A型・B型があり、一般就労への移行及び福祉的就労の場となっておりますが、受け入れ態勢にも限りがあることから、ニーズや意欲、能力に応じた多様な就労の

場のさらなる充実を図っていく必要がありますと、こういうふうに言っているわけであり  
ます。障がい福祉計画でもA型・B型はふえる見込みだというふうになっておりますが、その  
見通しと、具体的にどんな就労の場を提供できるのかどうか、その辺の見通しについて、ま  
ず最初にお伺いをしておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 答弁願います。太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） お答えします。

就労の場ということで移行支援、就労継続支援A型、それからB型というような体系がござ  
いまして、身体障害者、知的障害者、それから精神障害者ということで就労、どのぐらいの  
数がこちらのほうに行ってるのかということのまず数字なんですけども、身体障害者につい  
ては、その移行支援についてはゼロ、それから就労支援A型については2名、それからB型  
については3名で、計5名。それから知的障害者につきましては、移行支援が1名、就労継  
続支援A型が7名、就労継続支援B型が29名ということで都合37名。それから精神障害者  
につきましては、移行支援がゼロ、就労支援、継続支援がA型が9名、それから就労継続支援  
B型が10名ということで、都合19名の方がこちらのほうに仕事をなさっている状況です。

なお、この就労支援A型・B型の推移なんですけども、移行事業所については1名1事業所  
なんですけども、30年の4月からは2カ所、それからA型については2カ所、これ30年の4  
月以降は変わりません。それからB型については、これまで1カ所だったんですけども、29  
年の10月から2カ所ということで、事業所的には30年の4月以降には6カ所ということで事  
業所がふえるということで、この就労機会もふえるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。具体的に就労中に行われる内容っていいですか、どん  
な作業なりになっているのか、その辺について、おわかりでしたら教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 答弁願います。太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） いわゆるA型・B型につきましては、次の本格的な就職に向け  
ての訓練という形になりますんで、具体的な仕事については、ちょっと挙げられないんです  
けども、次の就職に向けての訓練ということに捉えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今、答弁いただいてA・B型があって、そこで本格就労のための支援と  
いうことになっていくわけなんですけども、移行支援の数はどうなのかということになると身体

的障害、知的障害ともにゼロというような数字だったというふうにお聞きをしたわけです。なかなか実態としては移行していくというのは難しい状態があるんだろうなというふうに思っています。

そういう中で障がい福祉計画の10ページ見ますと、就労継続支援のA型は最低賃金が保証されると、こういうふうに書いてあります。言ってみれば労働契約をきちんとやって最低賃金が保証されると、こういうことになろうかと思うんですが、B型については、それがないということで労働契約もないから保証もされないと、こういう形になります。

次のページに計画期間の利用見込み量がありまして、就労継続支援のA型は32年度では利用人数20人、利用日数440日とこういうふうに見込んでいるわけでありまして。1人平均年間で22日間働くということになります。宮城県の最低賃金は時給で772円でありますから、年収にして40万7,600円ぐらいかなというふうに私、はじいてみました。丸々1日働くわけでないでしょうから、4時間とか5時間、そういう数字でたしかはじいた数字だと思いますが、そうすると年収でいうとそんなところかなということになりますから、非常に就労の継続のための支援A型をサービスとして受ければ、またそこで多分自己負担も発生するんでしょから、この年収として受け取った費用からサービスを受ける負担もまた同時に発生するというところで、実質に障害者の懐に入るお金というのは極めて少ない金額にならざるを得ないというふうに思うんです。それで本当に自立した生活になりうるのかどうか、自立支援の計画なわけでありまして、本当に自立した生活になりうるのかどうかというところが心配をされるなあと思って見させていただきました。

最低賃金が保証されないB型というのは、もっと大変な状態なんだろうと。多分一月に1万円とか1万5,000円とか、その程度の金額にしかならないのかなというふうに思って見たわけでありまして、その辺で本格的に障害者が自立をしていくという意味でこれでいいのかという思いがしますので、その辺についての考え方等がありましたらお聞きをしておきたいというふうに思った次第ですので、よろしく願いをいたします。

○議長（阿部幸夫君） 答弁願います。太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 確かに就労継続支援ということで給料的には低いというのが考えられまして、将来的には一般就労に向けての訓練ということで取り組んでいるわけですが、なかなか一般就労に向けての移行がなかなかできないというのが今現在の現状なのかなと考えております。

なお、この就労継続に関しては、数的に町内に占める事業所の割合的にも件数的にも、これ

が多いのかどうかというと、やはりちょっと少ない面もあるのかなというのも考えております。そうした面で一般就労につなげる方策は何かあるのかというと、具体になかなか現実的にもそれも難しい状況なのかなと考えております。その障害者の方が就職するに当たって経済的にも自立ということを考えてとなかなか、前段でも申し上げましたんですけども、なかなか現状では難しい状況がやはり今後もちっと続いちゃうのかなというふうに捉えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） なかなか数字的に厳しいということで、障害者が本格的に自立した生活を送るということは難しいということをお認めいただいたのかなというふうに思います。その辺で一層の障害者サービスの充実あるいは支援ということが大事になるんだと思うんですが、一般就労に移行するという点で、いわゆる企業の障害者雇用の問題、法定で多分2%とか、たしか数字があったかとは思いますが、その町内企業における障害者雇用の状況については、どんなふうにか把握されてるんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 町内の雇用については、ちょっと把握はしてないんですけども、県内における平成29年の6月1日現在の障害者雇用数ということで、これが5,357人になってるようです。法定雇用者数の算定基礎となる労働者数については27万6,310人、これに法定雇用率2.0%を掛けますと5,526人ということで、現状は5,357の5,526になりますので170人ほどは少ないというような現状なのかなと。また、県内の企業の障害者雇用につきましては、平均で1.94%という数字で全国平均1.97%に及ばず、全国的にもワースト6位と厳しい状況になってるというような状況であります。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 町内のは、つかむことはしないんですか。計画を立てる段階で、やっぱりその辺も含めてきちんとお調べになることが必要だったのではないかなというふうな気がしますし、もちろん企業の大きさで、この法定の率その企業に課されるかどうかということもあろうかとは思いますが、いわゆるこの2%という障害者雇用の法定が課される企業というのは町内にまずあるのかどうかですね。あるとすれば何社ぐらいあるのか、その辺について、もしわかってれば教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 障害者雇用の対象範囲ということで、従業員数が4月1日から



45. 5人以上の事業所につきましては、障害者のほうの雇用に努めなければいけないというのがありまして、実際松島の事業者数、これを捉えているのかということなんですけども、大変申しわけないんですけども、ちょっと現時点では捉えてないというような状況です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。本来であれば計画をつくる段階でそういうものも調査しながら、本気で障害者の皆さんが自立した生活をしてもらおうということなわけでしょう。今の福祉の考え方っていうのは。だとすればそれを行うためにどうするかという点では、町内においてでもそういったものをしっかり掌握をして町内における障害者雇用の率を高めていくという努力が行政側には求められているのかなというふうに思いますので、ぜひその点について今後も努力をしていただきたいなというふうに思います。

役場はどうなんだろうかね。まずそれ。その辺。

じゃ、あと最後一つだけお聞きします。計画書の22ページですか、ここで放課後等デイサービス事業所1カ所以上確保するということが国の考え方だというふうにいっているわけですが、利用人員は32年度で13人、確保策については情報提供態勢の整備に努めるということになっておりまして、具体的にどうなるのか。これ町内外では、町外に行くということなれば、また足の確保の問題なんかも出るのかなと思ったりもしますんですが、この辺について国基準と町の考え方にちょっと隔たりがあるなと思って読んだんですが、この辺はいかがなんでしょうか。2点、お願いします。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） まず、役場の庁舎内の障害者の数になるんですけども、法定雇用者数の基礎となる労働者数、これ町長部局の臨時職員含めた数になるんですけども、これが173人、これに法定雇用率2.3%を掛けますと3人が必要になってくると。そして29年の6月1日時点では到達はしております。

ただし、30年の4月1日以降になりますと、これが法的雇用率2.5%になりまして必要数が4名になるということで、ちょっと現時点では厳しいというような、到達はちょっと4月1日時点では難しいのかなというような状況でございます。

それから、済みません。ちょっと整理させていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 山口福祉班長。

○町民福祉課福祉班長（山口俊江君） 放課後デイサービスの事業所でございますが、確かに国のほうではつくりなさいというふうなことになっておりますが、町内では現在も事業所がな

い状況ですし、今後もなかなか難しい状況でございます。松島の子供たちが現在行ってる放課後デイサービスにつきましては、利府町のほうと仙台市のほうですね、あと塩釜、東松島のほうに行っている状況で、多いのが管内の事業所ですと利府町さんとか多賀城さんは結構事業所が多いんですが、松島にはちょっと今後も努力はしたいんですが、事業所が手を上げていただけるように努力は必要かとは思いますが、なかなか経営上の関係もあるので難しいのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

あと、最後と言って申しわけなかったんですが、それで今思ったんですが、こうやって子供たちが例えばいろんなところに行っているわけですけども、その子供たちが例えば18歳なりに到達して障害が重かったりするとなかなか行く場所がないと、こういうことが出てくるんだと思うんです。そういう子供たちというのは最終的にどういうことになるんですか。この自立計画のもとでは、どういうふうなことになるのか。自宅で結局見ざるを得ないのか、働く意思があっても働く場所がないとか、そういった場合にそういう子供たちは一体最終的にどうなるのか、ちょっとその辺だけ教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 山口福祉班長。

○町民福祉課福祉班長（山口俊江君） 障がい児福祉計画のほうにも記載をさせていただいておりますが、重症の心身障害児を支援する児童発達支援ということで22ページ以降、障がい児福祉計画でございますが、医療的ケアを要する障害児に対する支援ですとか、あとは30年の4月から25ページのほうに記載をさせていただいておりますが、居宅訪問型児童発達支援ということで、こちらはご自宅のほうにお邪魔してというふうなことで支援をしていくというふうなことになりますが、国のほうではいろいろ重症な子供だったり重症な大人の方への訪問を自立支援、なるべく施設ではなくてご自宅のほうでというふうに考えて国のほうでは計画をしているようですが、現実的には、この数字でもわかるように居宅訪問につきましても新しい制度で1人ぐらいかなというふうな、子供さんの場合は親御さんがまだ若いのでご自宅でということは考えられるかと思うんですけども、18歳以上になりますと親自身も高齢になってきてということがありまして、ぎりぎりご自宅で確かに見てる方もいらっしゃいますし、短期ショートを使いながら自宅ということもありますが、だんだん高齢になって、見る親のほうが高齢になって難しいのかなというふうなことがありますので、今後はそういうふうなサポートを、相談支援事業所が大変大きな力を発揮していただいておりますので、

そちらと協力しながら障害者の方がなるべく自立できるようには進めてはいきたいとは思いますが、なかなか難しい部分もあるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。なかなか今は国の施策のもとで施設に入ったままではいられないと、どんどんどんどん自宅に帰されて自立が求められていくと、そういう状況の中で働きたくても働く場がないと本当に、そして働いたとしても最低賃金のレベル、あるいはしかも1日のうちの半日ぐらいというようなことでしか働けないということになると非常に収入の面でも不安定だと思いますし、生活がなかなか安定をしないと、こういうことにもなっていくと思います。そういう意味で本当に障害者の皆さん方が安心して住める社会、これをどうつくるのかというのは我々健常者にとっても、我々健常者自身が安定した生活をする上でも大変大事な問題なんではないかというふうに思いますので、学校教育等々終わる障害児の皆さん方を含めて、やっぱりきちんと障害福祉のサービスを受けながら就労等自立がしっかりできるような方策、ここにしっかりと応えられる行政の立場というのは私必要だと思います。ぜひですね、いろいろ相談活動も含めて計画の中には盛り込まれておりますけれども、そういったものを一層丁寧に進めていただくということをお願いして質問を終わります。

○議長（阿部幸夫君） ただいま質疑中でございますが、傍聴の申し出がありますのでお知らせいたします。

10時15分、高城地区・相澤佐和子さんでございます。

質疑を続けたいと思います。

答弁。町長。

○議長（阿部幸夫君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今の今野議員の一番最後の使命というんですか、一応国のほうではいろいろな施策を打ってきているわけですが、それが末端の行政へ来ると。末端の行政はそれはそれで一生懸命やるんですけども、それについてやっぱりどうしても財政というのがついて回ってくると思うので、これらについては今後とも県、国のほうにはそういったものについては声を上げていきたいというふうに思っております。

それから、働く場の提供ということがあるんですけども、実際松島町の中でも、例えばある水産グループはそういう人たちを一堂に抱えて、私は金額もあるかもしれないけども、もらえる賃金のこともあるかもしれないけども、そういう人たちが何かの作業をやる場っていうんですか、そういったところをやっぱり提供してくれるというのが大事なんだろう

と。そこがまずないと基本成り立たないので、だから例えばAさんという家庭があればAさんの子供がそういったところに行って、例えば3時間でも4時間でも働いてもらう、そして賃金的にすれば健常者から見ればわずかな賃金だかもしれないけども、自分でお金を稼いでくる、こういうことが大事なんだろうというふうに思っております。

特に18歳以上になってくるとだんだんだんだん親のほうがかけてきますので、大変失礼ですけど前の七ヶ浜の町長さんなんかは、もう息子お風呂に抱えて入れながら、もう自分も年で大変だと、何か施設に入れたくてもなかなかないんだという話聞いてますけども、そういった方が今後ふえてくるのではないかなというふうに思いながら聞いておりました。

事業所、今度4月1日からは45人以上の事業所ということでありまして、これも45人以上の事業所となると、正規で45人以上というなると松島町でも限られてきてはいると思っておりますけども、そういったところには多分もうやってるところもあると思うんです。病院なんかは。ただ、そういったところも確認しながら、できるだけ雇用する場を町としてもお願いしながらやっていきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。6番片山正弘君議員。

○6番（片山正弘君） 今回の計画が第3期計画であるわけでありまして、その中で障害児の保育、そして教育の充実ということをやっているわけでありまして、今回松島町としては平成30年度は保育所の再編等含めたこれからの保育所のあり方等についてスタートするわけでありまして。その中でも高城保育所を重点的にということでの説明があるわけでありまして、その中でことしの年度がそのスタートだとするならば、この保育所・幼稚園等における障がい児の受け入れ態勢がどのように今回の計画の中に入っているのか、方向性をお聞きしたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 答弁を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、片山議員の障害児、保育での障害児の方々はどう考えるんだということでありまして、まだ今これといって高城保育所でこういうふうにやりますとか、または別の保育所でそういった方々に対してこういうことをやりますというような、ちょっとまだ議論してません。今後その議論が必要になってくるかとは思いますが、ただそういった方々が果たして本当に、例えば高城なら高城、どこでもいんですけれども、そういったところ以外のところでもどうなのかなということもあると思っておりますので、これは松島町に限ったことではないと思っておりますけども、今後そういったものを注視しながらちょっと考えさせてください。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 保育所のほうでは障害、身体障害ということで1名いらっしゃるわけですが、その他のいわゆる手帳等持たなくても、いわゆる発達障害というか、いわゆるグレーな子というか、一般の子と障害を持った子の中間的なお子さんが数名いらっしゃるというような状況でございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 6番片山正弘君議員。

○6番（片山正弘君） 今回新たな再編計画がするわけでありますが、この中での第3次計画の中では「充実」ということをうたってるわけでありまして。そんな中で幼稚園等も含めましてこれからの保育所、幼稚園等のあり方については、やっぱり十分この辺を含めた松島の方向性を定めていただきたいということを要望して終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。4番赤間幸夫君。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。私のほうからも1点です。先ほど今野議員さんもお話されたようですが、私のほうからは広域的な連携による体制づくりという点でお尋ねしておきたいと思います。

といいますのは、松島の身障者施設等での就労支援事業等をつぶさに見てくると、やはり単一の自治体だけの取り組みでは難しいところがあると。したがって、例えば2市3町、先ほども出てましたが、近隣の都市部ですね、東松島あるいは仙台市といったところも包括的に入れて自治体の担当者レベルでの会議等密にしながら情報共有のもとにこういった計画推進というのは進んでいかないと、なかなか実効性が上らないんだらうというふうに理解しますから、そういった点での今後の取り組み姿勢等、もしおありでしたらお知らせいただけませんか。よろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 現在塩釜、それから多賀城、それから利府、七ヶ浜、本町ということで宮城東部地域自立協議会というものを組織しております。これに関しては、行政機関や2市3町に所在する社会福祉法人等で障害福祉計画に関する関係の事業等についての議論をしているところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 4番赤間幸夫君議員。

○4番（赤間幸夫君） 今最後にちょっと言われましたけど、そういった会議の中でおのおの単一自治体が抱えてる課題ですとか、あるいは共有すべき課題ですとか、それをもって今いみじくも言われました議論の中身というのは、主に年にどんなことを中心に、例えば今回こう

いった計画をつくるわけですけども、どこの自治体も同様の歩調で進んでるのかどうかも含めてですけども、どうなんでしょう、その辺のありようというのは。

○議長（阿部幸夫君） 山口福祉班長。

○町民福祉課福祉班長（山口俊江君） 今、課長のほうから申しあげました宮城東部自立支援協議会でございますが、今回第5期の福祉計画、第1期児童福祉計画、障がい児計画ですね、こちらにつきましては、圏域で協議する部分については、そちらの協議会のほうからご意見をいただいております、今回町のほうで計画した部分を、その協議会のほうにお諮りをいたしまして、特にご意見はいただいておりますので、これでいいというふうなことでご了承いただいているような状況でございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他にございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） この計画書は本当にこのままやっただけならば素晴らしいというようなことで、こういう計画つくるに当たり、現場サイドで十分な人力的な、そういう人ですね、そういうものが対応なされているのかどうか。

それから、こういうふうは今町長が言うように予算化ということ、最終的にはお金の問題になるわけでございますが、その辺のお金に伴って、この人材育成に伴う、そのようなご検討は今どういうふうに、これを計画するためには相当の努力が必要だと思うんですけど、その辺はどうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） その人のダシマエはですね、私も10年ほど前に福祉のほう担当してたんですけども、窓口に来たお客様に対して日常生活用具やら、その他の福祉サービスについて、申請を出されたがままに日常生活用具なんかを給付するというような状況でございました。

今現在は相談事業所というのがございまして、松島に1カ所あるわけなんですけども、そこで障害者の方のお話を伺って、どんな福祉サービスが必要かということを的確に捉えと。なおかつ障害者の方の個人的確なニーズを掘り起こすというような作業もやっただいてるところでございまして、その事業所である程度個々に必要なニーズ、必要性というのを捉えた上で障害者の方が日常生活の給付やらを町のほうで行ってるというような状況でございまして、今現在福祉班ということで班長含めて3人体制ではやってるわけですけども、それぞれ県なり民間の福祉事業について、あるいは福祉の法律についての研修も受けつつやっ

てるわけですが、ある程度民間の事業所なりの吸い上げが、吸い上げである程度障害者の方の福祉の必要性というのがちょっと把握できるというような段階で民間の活力というのは大分大きくなってるのかなというふうに感じております。

○議長（阿部幸夫君） 13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 受け付けでも、やっぱりそういう心身障害持ってる方、やっぱり切実な問題で、将来子供のことを考えると一番頼りは行政なんですね。その行政の窓口が一番大切だと思うんです。そういうことで、なお課長以下職員の皆さん、携わってる皆さん、それから全職員がやっぱりそういう気持ちで接していただければ非常に安心するのかなと。これが実行に、子供たちに安心させる、父兄、父兄って親たちにそういうふうにとり行っていただきたい。

それから、ここにバリアフリーってずっと検討課題ということで、今も松島町がバリアフリー基本構想ということで諮問委員会、諮問されて今討議しておりますけれども、今の現状、2回ぐらいやってるかなと、何回やってんですか。その内容はどんなものになっておりますでしょうか。

そして、私たちにも去年示されました、このバリア基本ですけれども、いつ私たちに示されるのか。最終的に。中間報告があるかどうかわかりませんが、いつ条例化なるのか、その辺までわかってる範囲でお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 小松企画課長。

○企画調整課長（小松良一君） 今年度取り組んでおりますバリアフリー基本構想ですけども、これにつきましては、今年度末に一応成案という形までもっていきたいということで、3月の末に最終の委員会開催を予定しております。今まで3回ほど開催させていただきまして、大分、今後10年間ですね、10年間で整備可能なものということで絞り込みを行った中で最終的にまとめの作業に今入ってるという状況です。議会のほうには4月になってからだと思いますけども、説明できるタイミングを検討していきたいなということで現在考えております。

○議長（阿部幸夫君） 13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今2回って、3回やってるということであります。これが今ユニバーサルデザインとかそういうことで、道路もきのうから45号線使えるようになったと。海岸通りですね。まだ行ってない方は、ぜひ行ってみてください。そういうことで、この間観光協会かな、役場かな、トイレ、今後松島に自由に観光客が入れるようにというようなことでトイレ提供すると。今現在ホテルさんやなんかでは身障者に対応したトイレ、身障者のトイレと

いうのは、ほとんどみなそろっておるんですけれども、問題は一番やっぱり日中の通行量の一番多いお店ですね。そういうところ、お手洗いをぞうぞ、トイレ自由に使ってくださいというようなことがあると思うんですけれども、その身障者に対するトイレの状況というのは、まだ把握はしてないかもしれませんけれども、その辺の調査、トイレを自由に使ってくださいということになれば、そこまでのやっぱり身障者に対するそういうところまでどうなってますかということをお調べすることが必要だと思います。

それから公衆トイレ、海岸にあります。その辺の身障者に対するトイレの充足度というんですか、その辺はどうなってるでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） ただいまのトイレの件ですけども、これも構想の中で非常に重要な要素ということで話題のほうには出ております。それで当然公の施設については、当然なんですけど、民間の方々の協力もどこまでとれるかというのはこれからの部分もありますけども、まず駅に降り立った人がこれから行動する上でわかりやすいような、トイレの情報つかむような仕組みづくりも構築していきたいということで、今その辺の作業を進めさせていただいてるところでございます。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 現在産業観光課のほうにて、おもてなしトイレ事業のほうを取り組みまして、2月の中旬に説明会を開いていただき、こちらのほうの公衆トイレ以外に事業者様のほうでご協力いただける場合ということで今進めてまいりました。約20事業所弱の方々がご協力いただけるということで進めておりますが、その身障者用のトイレにつきましても、その事業所事業所に対応できるかというサイン、看板みたいなのをお店の前に出しまして、さらには公共施設のほうのトイレの状況も含めまして一つのマップに落とし、これから来ていただく観光客の皆様にはわかりやすく対応していきたいというふうに進めております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そういうことでなかなかトイレ、前の議会でも公の公衆トイレの洋式化というのが、やっぱりすべきだと思言ったと思うんです。その辺は県のほうにも強く言っていただいて、座ってやるというのはもうほとんど今ありませんので、一つその辺強く申し出たいと思います。これで終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑



を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第1号松島町障がい者計画（第3期）については原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第2号 松島町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、議案第2号松島町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画についてということで、昨年の4月から総合事業がスタートいたしまして、それをさらに進めていくという立場で今回の計画が扱われたんだろうなというふうに思います。

そうした中で34ページに課題の整理がされておまして、一つは介護予防の推進だということで、その原動力として地域における介護予防活動の活性化の必要性が挙げられているわけです。地域の持っている力、これを生かしていくということについては、よい点も多々あるかと思うんですが、時には介護の専門性というようなものが要求される場面も出てくるのではないかなというふうに思っているわけでありまして、そういう意味で有資格者の存在というものも地域の予防活動をする上でも欠かせないということになると思います。その辺について、どんなふうに考えておられるのか。

また、活動を牽引するリーダーの研修等、こういうものも必要かと思うんですが、そういったものについて、どんなふうに考えておられるのか、最初にお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 地域の介護予防活動の活動の牽引をするリーダーの育成ということに関しましては、生活支援や認知症対策、総合事業の中でいろんな関係者に入っていた

だいて協議会というのを立ち上げまして、その中でグループワークをしたり、あと講演会とかを実施してまいりました。今年度も地域包括ケアに係る講演会、リーダー研修のようなものを県社協またはお医者さんの立場からそういったものにかかわっている西仙台病院のドクターにも入っていただいたり、何回か研修会、講演会もあわせて実施しまして、その後に皆さんと一緒にグループワークをする。松島町にとってどんな地域づくりをしていきたいか、していくか、松島の宝物、自慢はこれだ。今の講演会で聞いた内容を、じゃどうやって地域の中でやっていくかというようなディスカッションの場を設けてまして、今年度も講演会、研修会等やってまいりました。

それにつきましては、社会福祉協議会のほうと連携してやっておりまして、30年以降も自主グループがおかげさまで8カ所から26カ所にふえて大変ありがたいなと思っておりますが、やはりそれだけ広がると今度リーダーの悩みというものも出てくるだろうと思っております。そういったリーダーの方を、また積極的に入っていただいたような研修会、そういうグループワーク、講演会を、また30年度も実施していきたいと思っております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） そういうことと同時に、言ってみれば予防活動ですから生活支援といった面が中心になるんだろうとは思いますが、この介護の専門性といったときに有資格者のような方が当然いたほうが良いと思うんですが、そういう地域の自主グループの中にそういう方々がいるということの状況になるのかどうか、その辺はどうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 地域の自主グループの中に必ずしも有資格者が必要なわけではないんですが、大変リーダーの方は本当に一生懸命勉強されてまして、元気塾で長年やってきて、認知症予防教室も長年やってきたという経過があるのだろうと思うんですが、例えば木曜会、男性の方がリーダーで、もう何年もやっていただいているんですが、認知症の予防ドリルとか、あといろんな読み書きを入れたりゲームを入れたり、またいろんな最近研修の場で学んだことを伝達したり、大変いろいろ勉強していただいております。また、そういう元専門職だった方が関係者として入っているというグループもありますし、またそういったところはちょっと人が手薄なので出前で来てほしいということで、うちの保健師、社会福祉士、あと栄養士ですね、歯科衛生士、あと社会福祉協議会の生活支援コーディネーターなどが出前行的に行って専門的なお話をさせていただくというのをしております、これは今後とも続けていきたいと思っております。専門的なお話が必要であれば、いつでもうちの職員の方

で出向いて、特に介護保険制度、今回変わった点もありますので、積極的にその辺はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。十分にこの自主グループ、26になっているということで、おっしゃられるような形でうまく進んでいくグループとなかなか問題を抱えてしまうグループと私は出てくるんだろかなというようなこともあって、その専門性というものの中身に、グループの中でもそれぞれ違ったものになると思うので、できれば資格を持ったレベルの人がいれば、その自主グループそのもののレベルがほぼ同一レベルに達していくわけですから、そういうことも必要なんではないかなというふうに思ったのでお聞きをしましたけれども、いろいろ講演やらグループワーク、あるいはディスカッション通じてリーダー研修もやって、そういったものが進められるということのようでありますので、ぜひできれば有資格者の存在ということも位置づけてほしいとは思っておりますが、積極的にそういった取り組みをして、こうした地域の予防活動が十分にされることを希望しておきたいというふうに思います。

それから、2つ目です。地域包括支援センターの件ですね。説明でもありましたように最初に私たち全協で示された案と若干変わった内容になったわけなんですけど、その辺について具体的に民間事業者の活力といいますか、力を活用して対応することが必要になってるんだと、言ってみればそういうことになっているんですけど、具体的にはそれはどういうことなのか。なぜそういうふうに、これまで町が主体でやってきた地域包括支援センターなんですけれども、そこに民間の力を必要になっているのか、なぜそうなっているのかというところをお聞かせいただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 地域包括支援センターにつきましては、大体中学校区で1カ所ということなので、本町では直営で町職員が高齢者支援班の中に職員体制とりましてやっております。これは例えば民間委託する場合は全ての事業を一括して委託しなければならないというのがありまして、なかなか社会福祉士、保健師、主任ケアマネ、その人材をそろえるというのが難しい話ですので、ほかの市なんかですと、やはり中学校区だと何カ所か地域包括支援センター必要なので、社会福祉協議会等に委託して、社会福祉法人が委託多いですね、やっているようです。

ただ、困難事例、虐待、それに関しましては町が責任を持ってやらなければいけない、それ

は委託した社会福祉法人とかに地域包括支援センターの業務としてはおろせないんです。成年後見人、虐待、そういった困難事例の対応というのは、どの市町村でもそれは市町村の仕事と位置づけられております。

本町におきましても、児童の虐待もここ10年、十何年間の間に急にふえましたが、見えてくるようになったのか、家族環境が閉塞感があって限られた中であるために虐待がふえてるのか、国内でもいろんな死亡事件にまでつながるような虐待事件がふえておりまして、本町でもふえております。何件って言われましても、どこを虐待とするかなんですが、一番多いのがネグレクト、介護手続を家族にしない、職員が行っても民生委員さんが行っても断るとか、あと経済的虐待です。年金を家族が握ってしまってサービスを受けられない、そういった事例にうちの包括支援センターの職員は弁護士さんとか裁判所のほうとか、いろんな司法書士の方とかかわりながら一例一例、一例解決するのに半年ぐらいかかります。ですから、町がやる業務がすごくふえてきてるんですね。一般的な介護予防とか包括的な支援の事業であれば十分に人材的には町内にはそろってきておりますので、たださっき言った3人の職種が必要なものですから、すぐに委託はできないんですが、町の専門性、市町村がすべきエリアがどうもふえてきているといったのが現状でございまして、通常の一般的な相談とかであればベテランのそういったサービスを、十分に相談事業をやってきたようなところに、いずれ民間活力ということで活用するような機会を考えながら、市町村がどうしてもしなければいけない困難事例の対応、今後ふえていくという予測のもとに、このような文章にさせていただいております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。それで具体的にはあれなんですか、社協等にそうすると業務の一部を請け負ってもらおうというか委託するというか、そういう考えで進むということでもいいんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 第7期中にそれができるかどうかはちょっとわからないですね。一番保健師が、人材がどこでも足りなくて、市町村も足りない状態なので、委託する要件として、ですからそういったのはちょっと難しい。

ただ、実際に予防プランとかは包括支援センターのほうで主任ケアマネを置いて、全部町との契約なんですけど、大体ほとんど落ちついてる事例ですので、実際の毎月のケアプラン関係はケアプラン事業所にケアプラン委託としてお願いしています。そういったことも、この

「活力」という言葉の中に含めておりますので、全てを1から10まで町でするのではなくて、落ちついている方の3カ月に1回ケアプランで、例えば家族に説明するとか、そういった要支援の方の要望プランは民間の方の委託を実際今やっておりますので、そういったことを含めた文章となっておりますので、すぐにどうのこうのということではなくて、そういったできるところはお願いしつつ、町でやらなければいけないところは責任持ってするといったことを、この計画書の文章では一応あらわしたつもりでおります。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

あと二つ、三つお聞きしますけども、課題の整理の3つ目に基盤整備について書いてあるわけです。アンケート調査の結果、在宅の支援、在宅の要支援、要介護認定者の3割が施設への入所申し込みや検討をしていると、こういうふうに書いてありまして、これ推計しますと28年度認定者数893人で施設利用者が245人ですから、差し引きをして逆算3割で計算すると約200人が施設利用を希望しているというふうにも読み取れないことはないなと思ったわけなんですけど、200人が施設入所をしたいんだけども待機をしているような状況にあるということになると思うので、基盤整備目標を見ますと事業所数定員ともにふやす計画にはなっていないわけなんです。67ページですか、なっていないということになってますので、ここについては施設整備はしないで広域的な利用支援を図るんだと。

しかし、これから町の認定者数の動向については、最初のほうで急増は予測をされていくと、こういうふうにもいっているわけで、現状の施設利用を希望していると思われる200人を、さらにふえていく可能性のほうが強いのではないかと、こういうふうに思います。ほかの施設を利用するということもあるんだとは思いますが、やっぱり町内における施設の整備というのはどうしても本来必要なんではないかというような思いがするんですが、その辺について、どうなんでしょうか。

特に低所得者を中心とする方々が入所できるような特養ホームの整備というのは、やはり今でも待たれているのではないかなというような気がするんです。一般の入所の施設でも15万前後から高いところだと20万前後までいくということになりますので、なかなか所得の少ない人では入れないという状況がありますから、最低でも特養ホームの整備などということはやっぱり必要だったのではないかなというふうに思うんですが、その辺については、どうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 今、核家族が進んで大体ご家族も皆さん働いておりますので、いざ介護が必要になると、ずっとそばについて家庭でみるということが難しくなってきたというのは、もう今ご指摘のとおりだと思います。それで課題のほうにも入れております。今後それがますますふえるだろうと。

現状といたしましては、2市3町の市町村協力して特養の待機者調べをしております。県のほうでもしてるんですが、2市3町でする場合はご協力いただいて直ささせていただきまして同じ方をダブルカウントしないように、今要介護3以上の人が入るということですので、在宅の要介護度3の方で待機者調べをやっておりますが、大体去年もことしも10人とか12人という数字です。思ったより少ないので、何でこんなに少ないんだと担当者のほうに確認しましたら、やはり複数、同じ方が4カ所も5カ所も申し込まれてる。ですから、実際に特養の会議にも、うちの職員出てまして、例えば入所判定委員会とかそういったところに行くと、どうして順番上のほうの人が入らないんですかと聞くと、聞いたら今老健に入ってた落ちて、ご本人が望んでるので、まだすぐに要らないんですとか、グループホームに入ってた、すごくなじんでるので特養はすぐには要らないですとかっていうことで順番を、むしろ後の人が入ったりしてるんですということでしたので、ほかの市町村の、県のデータをちょっと見ますと、やっぱり百何十名とか実質要介護度3以上在宅で待機をしている市町村には県からも施設整備を今度の計画に入れるようにと結構きつく指導が入ったということ聞いてます。

本町では、計画書の20ページをごらんいただきたいんですが、これは在宅施設のサービス利用について本町はどういう位置にいるかということなんですが、本町は県内でも施設サービスの利用が多い町ということになります。

計画書の67ページお聞きください。計画書では町内に介護老人福祉施設、これ表の下になります。これ特養になります。60人の定員ということで整備を書いておりますが、実際には町内整備は60床ですけれども、町外利用、広域の施設は可能ですので、1月現在特養を利用してる方は実人数で71人いらっしゃいます。全て長松苑に本町の人だけ入るわけではないので、近隣、県内いろんなところを使い、もちろん県外でも利用できますので、町内は50床だったのを10床、去年、おとしあたりですか、ふやしまして、60床にロングステイをふやしております、60床と計画には入れておりますが、実質実利用人員は71名。県内でも特養整備とかをこの7期、8期において2市3町の中でも近隣市町でちょっと計画を入れてるというのを聞いておりますので、できるだけそういった周知をケアマネージャー等にしながら必要な

優先順位の高い方には施設利用していただくように考えたいと思っております。

地域密着型特養だと29床、松島の人しか利用できませんとなりますが、先ほどの待機者数から見るとちょっと7期で入れるにはもう少し様子見ましょうということで広域の特養の新設、東松島でも1月から、もとあった不老園が開所しておりますし、順次災害でできなかったところが戻ってきてもおりますので、ちょっと広域的な利用も踏まえつつ、今回の計画には入れたつもりです。

今後とも待機者のほうとか現状とかを確認しながら、その辺は新たなサービスがふえれば必要な方に周知できるように、いろんなケアマネージャー、事業所の研修会等が一番いいので、そういった場で説明したいと思えます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員に申し上げます。1時間も経過しましたんで、質疑中ではございますが、休憩をとりたいと思えます。再開を11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

8番今野 章議員、質疑をお願いします。

○8番（今野 章君） 課長に答弁いただいたわけです。特養ホームについては、確かに入所基準が介護状態3以上と、こういうことになりまして、待機者が相当数減ってるという状況にはなってるかと思えます。ただ、10人、12人であってもすぐに入れる状況にはないというのも実際の状況で、これ、待たされるというのは、結局その他の施設に行けなければ自宅介護をやっぱりせざるを得ないと。すると離職の問題であるとか、やっぱりさまざまな問題を引き起こしていくことにつながるわけです。ですから、やはり待機者をなくすということを目指していくということが本来必要なんではないかと、こういうふうに思えます。

同時に、先ほども推計値で200人ぐらいになるんじゃないかというふうに申し上げました。全てが特養ホーム入所を待っているわけではないとは思いますが、やはり家族介護が大変だと、施設にやっぱり入所させることができるんならばさせたいという方々がこれだけいるんだという状況も踏まえていただいて、やはり施設の整備というのが大事なのではないかなというふうに思ったので質問させていただきました。

確かに町内の施設に入るだけでなく、それは入所できる施設があればどこにでもそれは入れるということになるかと思うんですが、全体として先ほどよその県のお話もされておら

れましたけれども、施設がやっぱり足りないということの状況にはかわりはないんじゃないかと思うんです。平成の25年がピークだと、こう言われているわけでありまして、25年じゃない、2025年がピークだというふうに言われているわけで、さらにこれもふえていくだろうと。ぜひ今期の計画の中で十分練っていただきたいなと、そこを考えていただきたいなというふうに思いますので、その辺についてはお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、もう一つは介護人材の確保の問題です。この平成30年度は第7期の介護保険事業計画をつくると、こういう時期であります。それから医療関係の地域医療構想ですか、こういったものも改めてスタートをするということで、いろんな計画が、社会保障というか医療福祉にかかわる計画が、新たな計画が同時にスタートをするという、そういう年になってきて国のほうも介護報酬の改定やらなんやらして進んでいこうということではあるんですが、介護事業所の職員の配置ね、やっぱり非常に足りなくて困るという状況が全国的にもあるというふうにいわれてるんですが、松島町内における事業所のそういった職員の状況ということについて、町としてどんなふうにか把握してるのか、その辺についてどうなのかということと、実際に介護報酬改定が今回されるわけですが、これによって介護事業所の職員の確保というのは十分に行われる見通しになるのかどうか、その辺について町、課長のところで見通しがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 大変大きな課題でございまして、本町の事業所の実態等に関しましては、本町では事業所と一緒に勉強会というか研修会を定期的にずっと介護保険立ち上げのときから開いているので、事業所さんとのコミュニケーションとかいろんな相談とか常に受けております。

大体聞きますと、やはり24時間宿泊の施設系がなかなか職員が見つからない。一番は看護婦さんが見つからないといえます。ただ、特養とかは看護婦さん、人員配置多いわけではないので去年何とか見つかったという話を聞きまして、うちのほうでも声がけをしたりして、たまたま関係の知り合いの方で見つかったんですけど、あと小規模多機能型居宅介護、磯崎にできましたはまゆうですね、あれは特養とか在宅の中間的な施設なんだろうと思っております。デイサービスに行ったり訪問介護もしてもらいながら泊まりもできるということで、まだ特養まで入りたくないけど一人でいるのは心配だというような方が順次登録されてて、そちらも人員職員態勢が一番課題ではないかと。泊まりの施設でもありますし、仙台のほうの会社の系列なので、そちらの人員等含めて、あといろんな町内の事業所の研修会とかいろんな



な場でも募集とか、うちのほうでも協力しながら何とか体制として整って10月に開所してま  
す。

一番はやはり24時間型の施設系は、特に朝から寝るまで1日10回ぐらい排泄のケアしなきゃ  
ないわけですね。そうするとなかなか今の若い人たちはそういった本当にケア、毎日それを  
するというにどうもなかなかないのではないかなと。そういうような仕事場  
ではなくて、余り重労働でない、きれいなお仕事を選ぶ、そういうことで、どちらかという  
女性で多少子育て終わった方とか、女性の職場進出というのを国でも期待してるようです。

本町では、特に足りないので事業所困るということまで至ってないので、まだ恵まれてるほ  
うだと思っておりますが、ただやっぱり職員が産休で休んじゃうと施設長がケアマネやんな  
きゃないので、ちょっとショートステイを少しストップしますとか、デイサービスちょっと  
人数ふやせませんかとか、そういった声があるので、これは本町においても今後ますますちょ  
っと今言ったようなサービスに関しましては職員の不足というのは出てくるのだろうと。

介護報酬の改定で何年以上でしたか、働いてる職員に関しましては、たしか8万だったかプ  
ラス加算されるということで、その事務手続も大変な作業で、事業所のほうも市町村のほう  
もちょっと大変にはなるんですが、そういった報酬改定、あと今度はケアマネージャーの事  
業所は常勤で、常勤の職員を置くというふうな今度は法律で規定されました。今まで臨時で  
雇用してた事業所も常勤ということで少し待遇改善を国のほうでは進めるとは思ってるよう  
なんですが、そういうあたりで若干は改善はされるのかなと。かといって子育てや家のこと  
をする女性にとっては、むしろ自分の生活守りながら短時間で社会進出したいという方もい  
るのも事実なので、この辺はなかなか職員の不足というのは今後ともあるのだろうと思っ  
ております。

ただ、できるだけそういった機会、あといろんな研修の場とか、そういうところで事業所と  
協力しながら、そういった働いてみませんかという周知を町のほうでも続けたいと思ってお  
ります。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 介護離職ということで、今お話しあったように排泄のお世話からなん  
からしなくていけないということで、いわゆる3K職場ということになるのかなというふう  
に思います。本町内では余り深刻な問題はまだないというふうなお話しだったかなと思うん  
でありますが、それにしても病気やなんかで誰かが休めば、もう人が足りないという状況に陥  
ってしまうという、そういうお話でもあったと思いますので、その辺がやっぱり介護事業所

自体の経営がぎりぎりのところでやらざるを得ない状況に置かれてるということ事態がやっぱり問題なんだろうなと思うんです。やっぱり介護離職者の問題等含めて介護事業者、事業所自体がやっぱりしっかりとした経営基盤が持てるような状況の介護報酬というのもまた必要なんだろうなというふうに、何か私は思うんですが、そういう意味でなかなか介護報酬改定したとはいっても、何ですか30年度からは0.5%ぐらい全体として引き上るといような話しですけども、その3年前ですか、3年前だったか2年前の介護報酬では、たしか4.5%ぐらい下がってますから、そうしますと二、三年前下がった介護報酬の影響というのはまだまだ続いているという状況だと思いますから、人材の確保自体もまだまだ難しい状況が続くんだろうと思います。

そういう意味で、やっぱり行政サイドとしても地域における介護事業所を守るというか離職を少なくするというのも含めて、そういう立場でやっぱり国等々に介護報酬の改定を、前向きに改定してもらおうということが必要になってくるのではないかなと思うんですが、その辺についての考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 答弁を求めます。児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 同じように介護の専門職、私たちも十分に働いている人たちの大変さというのは日々いろんな相談を受けながら聞いておりますので、今のような介護報酬の賃金体制の改善ですね、そういったことを何か県とか国への要望のときに、その辺お願いをするようにしてまいりたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） ぜひ町長、国等にやっぱり今の介護保険の事業所、離職の問題含めて問題あると思いますので、これも本当に報酬の問題だと思うんです。介護報酬の。そこいら辺の見直しを、前向きに改定していただくように、ぜひ国のほうにも求めていただきたいと思っています。

そのほか、この介護保険の7期の関係の計画では介護保険料の問題もありますけれども、それについては後で議案が出てまいりますので、そちらのほうに譲ることにして、計画については、このぐらいにして終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今も人員確保ということで非常に大変だというようにご質問でありました。そこで、新たに認知症の初期集中支援チームというんですか、立ち上げるということですけども、包括支援センターの職員の皆さんと同じように保健師とか社会福祉士とか、そ

ういう資格の持った人たちがそこに入るといふことですが、これはあれですか、そういう人、重複するようなことはないんですか。認知症の地域支援推進員というのも新しく取り入れるようになっておりますけれども、確実に人の補充というのはできるんでしょうか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 平成30年4月1日から全国の全市町村でこの認知症初期集中支援チームというものを設置するよふことば本町としても2市3町ともいろんな話し合ふ、認知症対策部会みたいなのございまして、お医者さんも入った中でいろいろ検討してまいりまして進めてまいりました。今、菅野議員おっしゃったよふに職員が兼務するということも実際には兼務状態ではありますが、認知症初期集中支援チームということば去年国のほうで開催して2日間の専門研修に県の予算でうちの太田保健師が行ってまいりました。また、2市3町の中では坂病院が認知症、宮城県の認知症疾患医療センターとして県の指定7カ所のうちに塩釜エリアでは坂病院がその指定を受けてる。

ただ、やっぱりそこ1カ所ではちょっと難しいということばありまして、声かけをされて2市3町それぞれ認知症の集中支援チームの中のサポート医という位置づけでご協力いただくということば本町でもドクターが県の予算で国の研修を受けていただけて打ち合わせ等しております。

認知症のサポート医、松島病院の院長先生がその国のほうの研修に行っていたらありますが、うちの研修に行った保健師、あとそれとやはり今でも業務が毎日ふえておりますので、その専門チームのほうに対応するために認知症相談業務対応職員として平成30年度に臨時職員ではありますが、いろんなそういう経験の豊富な方をちょっと雇用を考えておりまして、あわせて今の包括支援センター、高齢者支援班も総合的なバックアップのもとにすると。でないと毎日随時相談が来るので、その中で特に困難事例とかお医者さんにつなげられなくて困ってるとか、そういう事例がこの初期集中支援チームの対象者となりますので、そういうどちらかという困難事例に対してサポート医等を含めたチーム会議等開いたり連携をしながら、かかりつけ医の先生と支援、医療のほうにつなげていくということになります。

体制としては、どれだけの相談が来るかという先行して自治体を聞きますと、通常常に認知症の相談を受けてるので、今までの困難事例という方をこのチームのほうの対象の相談事例として対処してるといふことを、その先行自治体からも聞いておりますので、本町としてもこれまでも相談体制をとっておりましたが、さらにサポート医が加わるということばちょ

っと私たちもバックアップ体制、先ほど言いました県の認知症疾患医療センターもそのバックアップ体制に入りますので、町単位だけではなくて圏域、広域の中で、この認知症の相談体制を充実するスタートをする予定です。

ただ、見た目、建物建てるわけでも看板上げるわけでもございませんが、いろんな形で対象者の方にはそういったのが始まりますという周知していきたいと思っております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 課長は30秒ぐらいの質問に3分以上、3分以上の質問べらべらと答えてもらうんで、もう納得してしまうような感じするんですけど、ただ、国の意向もあるんだと思いますけど、何か新たなチームを結成するというと新たに人が配置されて相談に乗ってくれるのかなという印象を受けるんですけど、何か同じ、今のお話し聞いていると何かやっぱり同じような人が同じ対応していくんだと、チーム名だけ変わるのかなという、印象ですよ、受けるんですけど、そうでなくても何かあればすぐ包括支援センターに行って聞いてみたらどうですかという事になって、だんだんだんだんふえていくという状況なんだと今答えもありましたけれども、そういう状況の中で本当にこのチームをつくったり推進員を配置したりしてできるのかなという思いがしたもんですから、そういう質問になりました。何かチームだけとか推進員というだけで本当に今まで以上に効果のある、成果の上る相談態勢になっていくのかなという心配しましたので、質問させていただきました。その辺、もう一度お願いしたいと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） これまで以上に効果のある相談体制にしてまいりたいと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第2号松島町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画については原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第3号 松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第5 議案第4号 松島町介護保険条例の一部改正について

日程第6 議案第5号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正について

日程第7 議案第6号 松島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案第3号から日程第7、議案第6号までは介護保険に関する条例の制定及び改正にかかわる議案であります。関連がありますので、提案段階で一括議題としております。質疑についても一括して行いたいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 議案第3号ですね、まず第3号のほうから、一括ということなので3号のほうからお聞きをしていきたいと思います。

いろいろ条例を読ませていただいて私なりに理解できたところ、できないところといろいろあるんですが、特に改めてびっくりしたのは3号では条例の第14条ですか、条例の第14条で、5ページ、基本的にここでは介護支援専門医の話になっているんですが、改めて介護支援専門医がやるべき仕事の中身っていいですか、大変数多くの項目で書かれておりました。改めて介護支援専門医の仕事も大変だなと、こういうふうにした次第です。本当にご苦労さんだなと思いました。そこで、読んでいて大変だなと思ってはいたんですが、この介護支援専門医が担当する利用者の数、この上限が35ということで規定をされていたのであります。これは第3条で利用者の数が35ということで決まってるんだと思うんですが、法律でこれも決まって、省令か法律で決まってる数字ということだと思うんですが、この14条読むと医療から介護から、いわゆる利用者からいろんなところとの連絡調整も含めて大変な仕事をされるということで、いやあ35人って多くないのかなと改めてそう思ったんですが、いかがなんでしょうか。町独自でここは例えば5人減らして30人ぐらいというわけにはいかないのかどう

か、そこだけ確認したいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 国の基準省令で従うべき基準になっているので、35人に対して1人、ただ35を1以上超えると複数になっていきますので、その辺は事業所によってケアマネージャーの仕事の重度に応じて体制をとるとは思いますが、これは国の基準省令に従うべき基準なので変えることができないということです。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 大変よくわかりました。

それで14条の20項ですか、14条の20項に「介護支援専門医は居宅サービス計画に町長が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない」とあるんですが、ここの町長が定める回数というのはいかほどなのかということと、この規定というのはどういう意味なのかというのがよくわからなかったので、ぜひ私にわかるようにご説明いただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 今「サ高住」とかといってサービス付き高齢者住宅というところに入所した人に同じビルの中の訪問看護、介護、ヘルパー事業所が、もう目いっぱい入れるというようなことが都会では問題になってるといったことで、こういったものが設けられたというふうに社会保障審議会のディスカッション内容を見ると読み取れます。

実際に何回以上かというのは私たちもとても気にしてる場所なんですけど、3月中旬に担当者国の、県のほうで会議がありますので、それ以降示されるのだろうと思っておりまして、今のところは何回ってというのはちょっとわかりません。実際にはケア会議を開いて本当に必要なのかというのを地域ケア会議を開くことになりますので、必ずしも回数を超えてたとしても本当に必要であれば、それは市町村としては必ずしもそれはだめということにならないのであろうと思っております。本町では事業所さんでそのような、何ていうんですか、故意に上限額いっぱい入れというようにしてる場所はないと思っておりますので、その辺は示されましたら、また事業所の研修会等でお示ししたいと思っております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

というか、3月中旬にしか示されないということなので、これ必要な人なら必要ですよ。

何回になるのか、今のお話ですと回数が示されても町としてはケア会議等の中で弾力的に運用したいよということでもよろしいのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 地域ケア会議の中でうちの保健師、主任ケアマネ等入りながら十分にその必要性を確認して、その辺を検討することになりますので、対象によって必要であれば町としては弾力的な運用をするというふうに思っております。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

あと、4号があるんですが、4号はいいですかね。

議案の第5号なんですけど、第6条の2項に訪問介護オペレーターの要件についてということでも業務経験が3年以上必要だったと、これまではね、それが1年以上に短縮されているわけで、訪問介護士、オペレーター、まあオペレーター、訪問介護して仕事をする人をオペレーターと、こういうことなんだと思うんですが、オペレーターというのは訪問介護士ということでもいいのかどうかの確認しながら、なぜ短縮をされたのか。

それから、6条の5項では午後6時から午前8時までの間において職員をオペレーターに充てることできるというふうになっていたのが、この業務経験が浅くてもよくて、またオペレーターの業務が拡大されることになるようにも見受けられるんですが、これ自体サービスの質あるいは内容に低下を生じるのではないかという思いもするわけですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 議案第5号の2ページ目にオペレーションセンター従業者として、オペレーターとはということで真ん中に夜間対応型の訪問介護提供する時間帯に利用者からの通報を受け付けする従業者ということになります。本町ではこういった事業所がないので具体的に何か影響あるかということ、今現在この事業所というのがありませんし、利用者もおりませんので、なかなかやっぱり24時間体制となると県内でも余りないのかと思いますので、また先ほどの基準が変わったというのは厚生労働省令の従うべき基準が変わったものに伴うものなので、本町としてこれは変えることができないという、そのまま基準省令に基づいた省令でございます。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） その次、39条で介護医療連携推進会議が書いてあるわけですが、

この介護医療連携会議で話し合われる内容といいますか、その内容、どういったことが話し合われているのか、きたのかということ、その開催がこれまで3カ月に1回だったのが6カ月に1回になっているわけなので、これはやっぱりその連携会議少なくしていいのかなという思いがするんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 介護医療連携会議っていいますと大体やはり状態が若干不安定な方とかそういった方に対して、じゃどのようにその辺の状態が変わったことに対応するかということが会議の主な内容になってます。あとはそうですね、ご家族とご本人の希望が違ってちょっとトラブルになりかけてるとか、そういったこともよくありまして、一番はやっぱり主治医の先生、ドクターのほうがどのような医療のほうで助言をして、それをじゃ専門職のほうでそれをうまくサービスのほうで確認するといったことが一番は主眼になってます。その回数とかに関しましても国の基準省令の改定に伴う今回の改正でございますので、従うべき基準になってるので、確かにおっしゃるとおりだとは思いますが、その辺はケアマネージャーがおりますので、一番利用者及び家族の代弁者となるべきケアマネージャーが利用者が困らないように常に目を光らせながら、いろんな常時市町村のほうでも支援としてその会議に入りますので、そういった対応をしてみたいと思います。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） あれなんですか、ケアマネージャー、先ほども医療連携でいろいろ大変な仕事されているわけなんですけど、こういった状態の不安定な場合、あるいは家族と本人の希望の違いというようなお話ありましたけれども、そういった内容をケアマネージャーが担当のドクターになるかとは思いますが、随時相談できるものなのかどうか。その辺はどうなのか。そこいら辺ができないと介護医療連携推進会議というものが減ることによって、やはり適切な指導助言というものが受けられないということにはなりはしないのか、そんなふうに思うんですが、ケアマネージャーさんというのは担当医と密に連絡を取り合う、取り合って相談することができるような状態になってるものなのかどうか、その辺私わからないので教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 担当医も通常の診療とか持っておりますので、なかなか私たちが実際に相談に行こうと思うと、やっぱりそのお時間をとるのに苦労してるというのが本当の実態だと思います。今回のいろんな改正の中で医療等の必要があって主治医に意見を求め



た場合は主治医にケアプランを交付すべしというふうな改正もされてますので、その辺主治医のほうでも協力体制とってくださいねと、ケアマネジャーのほうでも情報いただいたり、助言もらった場合はケアプランを交付義務づけされてるとというのが今回の改正のポイントの一つでもあるので、その辺やはり今議員がご指摘された点が必要が高いということで今回加味されたのかなと思ってます。

地域医療連携のいろんなお医者さんとの話し合いの場もふえておりますので、その辺ケアマネジャーがなるべくドクターのほうにご相談行けるように敷居を低くしてもらうような努力というのは今後ともいろんな話し合いの場で医師会のほうにもお願いしてるところです。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

それから、新旧対照表のほうで22ページかな、101条があるんですが、言ってみれば施設の定員管理になるかと思うんですが、一時的に利用定員を超えることはやむを得ないこととするというふうになってるんです。定員が例えば29名のところを一時的にであれば35人ぐらいみてもいいよということになるのかなと思って読んでいたんですが、この条例によって一時的が常態化する可能性はないのかどうか。その辺の一時的なのか常態化してるかの判断というのは監督、指導監督権限持つてる町がするということになると思うんですが、その辺はどんなふうにして見ていくのかについてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） これまでも例えば入院、登録してる人が入院して、しばらくその利用がないので、その分登録ちょっとあれだけでも利用してさせていいとか、そういったことが具体的には出てくるのだろうと思います。そういった場合は事業所から市町村にまず相談の電話が入りますし、あと国保連のほうでも定員を超えた利用に関してはチェック機能が働きますので、町と国保連両方でチェックをすると。

ただ、今のところ町内で指定してる事業所に関しては、そういったところは密に相談や連絡をいただいておりますので、今後ともその辺は連携を密にして常態化をしないと。本当に必要があつて一時的に対応するということだということを、うちのほうでも現場確認したいと思ってます。特に災害のときなんかは、これが本当にそういう状態だったんですが、今後もしそういったことは必要でもあると思いますし、確認をしていこうと思います。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番(今野 章君) 登録しての方が今入院されたというお話あって、逆に帰っていく場所がなくなる可能性があるんです。お亡くなりになれば、それで終わりの世界ですけれども、病気が治って戻るといったときに帰っていく場所がないということが起きるケースが当然これは出てくるお話ですよ。そうしますと、一時的にはならない状態になってしまうのではないかとこのふうな気がするんですが、その辺はどうなんですか。

○議長(阿部幸夫君) 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長(児玉藤子君) 登録された方が確実に短期間の入院であれば戻ってこれるといったことは小規模多機能型の事業所のほうでは、特に気をつけてご家族のほうとお話をきちっとしてるようです。やはり登録をしてても亡くなる方とか、あと長期施設に入る方とか、随時人の動きがありますので、その辺は登録してる方が不利益のないようにということで町としても助言・指導していきたいと思えます。

○議長(阿部幸夫君) 8番今野 章議員。

○8番(今野 章君) うちの奥さん、看護師さんしてるんで、この間そういう話したんです。されたというか、実はねって、介護施設から入院してきた患者さんがいたんです。ところが、いざ帰ろうと思ったら帰っていく場所なくて、新しい入所施設探すのに探せなくて困ってる人がいたんだと。大変だよって話を聞かされたもんですから、やっぱり登録されているにもかかわらず、そういう状態になるということは往々にして出てくるんだと思えますので、その辺の指導については、やっぱりきちんと町が見てやっていくということにならないと今お話したような状態が発生しかねないというふうに思えますので、こういったものの定員管理について、しっかり対応もしていただきたいというふうに思えます。

それから、その後のほうでしたか、何か協力医療機関について書いてあって、これまでは協力医療機関については合意されていること、合意されていることが項目として条例に書かれているわけです。ところが今度は協力機関を定めておくということになってるわけです。だから、今まではどっかの介護施設と松島病院なら松島病院というふうに定めておかなきゃいけなかったものが、今後とは協力機関、今度は協力医療機関を定めておくだけでいいわけです。合意されてなくてもいいわけです。だから勝手に介護施設が、じゃ何か起きたら松島病院でいいんじゃないのっていう、そういうことでいいのかな。この条文読むと何かそれでいいのかなという気がしたもんですから、お互いの医療機関と介護施設がお互いにやっぱり了解し合ってるということが重要なのではないかとこのふうな気がするんですが、この条文はどんなふうに進めばいいんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） この条文に関しましても、国の基準省令に基づいた条文なものですから、意図として本町として削除したわけではないということと、あと指定小規模多機能型居宅介護指定する際に必ず協力病院というのを、うちの方でも確認しますので、合意もなく書くといったことは現状本町ではあり得ないと思っておりますので、そういったことは文言として入らずとも今後とも確認していくようにしてまいります。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 条例ですから省令に基づいて多分書いたんだろうと、確かにそのとおりで省令に基づいた内容ですから、これ以上どうしてほしいのということになって、私反対するわけにはいかないと思うんですよ。

でも、でもやっぱり例えば今お話した定めておいたほうがはるかに合理的だと思うんです。それが合理的でない文言に変わってしまうということに非常に違和感を感じるわけです。さっきの介護支援専門医の数にしろ、町長が認める回数にしろ、いろんなものが変わってくるんですが、果たして本当に介護保険を利用する利用者側の立場に立った改正になってるのかというふうに考えたときに、非常に疑問を持たざるを得ない法令改正、省令改正になってるんじゃないかと、そういう思いがしてしょうがないんですが、どうですか、町長その辺は。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 国のほうではこういうことを目指してやりなさいということでもありますから、自治体はそれに基づいて努力をしなくちゃならない、こういう立場ではいると思いません。議員が先ほど来からうちの課長の答弁聞いてますけれども、省令でこうなったから、じゃ町ですぐそうになって、あしたからそうしますと言えたら大したものであって、これができないのが小さい自治体の苦しさであって、そういうところをきちんと踏まえて今後前へ進めていきたいというふうに思いますので、各課できちっと今言われてるような話を砕いて、省令は省令として、また今までの内容と整合性をとりながら多分やってくれるというふうに私は信じております。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 悲しいかな、行政というのは法律に従って仕事をする機関でもありますから、なかなかそうはいかないというのは実態だというふうに思いますけれども、できるだけ今町長から答弁あったような内容で弾力的に住民にとってよかれという方向で仕事に臨んでいただければというふうに思います。

それで、最後の質問ですけれども、あっ最後じゃないですね。6号もあったんですね。5号の最後ですけれども、生活介護の取り扱い方針ということで身体的拘束の適正化について、施設形態ごとに規定を定めるということになっているわけです。身体的拘束ということについては、やっぱり我々人間ということを考えてときに、本来我々は自由な存在として存在しているわけなので、拘束をされるというのは一番の苦痛につながるのではないかと、こう思うわけでありまして。そこで、やっぱり身体拘束については、極めて慎重に十分な注意を払って行われなければならないというふうに思うんですが、指導監督する町側として事業所が規定しなければならないこの身体拘束の内容について、町側としてそういった最低限ここはこうしなさいという基準や何かについては、持っているのか、考えていくのか、その辺どうなんでしょう。国から多分示されるのかなという気もするんですが、その辺どうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員に申し上げます。ただいま質疑中ではございますが、12時を回ったんで、ここで昼食休憩に入りたいと思います。よろしいでしょうか（「はい」の声あり）

では、13時再開、答弁から入らせていただきます。

午後0時00分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

答弁からお願いします。児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 介護サービスにおける身体拘束に関しましては、厚生労働省から「身体拘束ゼロへの手引き」というものが出されております。この手引きに基づいて介護サービス事業所は今回明記されました新旧対照表の24ページにございますように3カ月に1回以上対策の委員会を開く、あと指針を整備する、あと研修を定期的に行うなどが今回基準省令の中で追加されたものでございます。

本町におきましても、指定の際の实地調査、あと实地指導とか行った際に、この身体拘束に関する書類、きちんと記録されてるか、指針が事業所ごとにつくられてるか、委員会と、その外部の方を入れたようなものをしてるかというようなことを、こちらのほうでも指導するようになっておりまして、あと常日ごろ家族、ケアマネージャー等からいろんな身体拘束に対する相談窓口、包括支援センターなっておりますので、そういった情報が入るような仕組

みにはなっております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

続いて、議案第6号の関係ですけれども、議案第6号の3条ですね、指定介護予防支援事業者の指定、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師、その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならないと、こういうふうになっているわけですが、その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員というふうにいった場合に、どういう方々が該当することになるのか。先ほどもいろいろお聞きした際に、例えば予防介護事業の中で地域のリーダーになるような人たちもいろいろ研修受けたり講演を聞いたりして勉強してるわけですが、そういう人たちなんかも入ってくるのかどうか、その辺も含めてお聞きをしたいということでございます。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 議案第6号に関しましては、市町村が設置する地域包括支援センターの業務の一つが、この介護予防支援でございますので、保健師、その他の介護予防支援に関する地域を有する職員というものにつきましては、保健師のほか介護支援専門員、社会福祉士、あとは経験、相談等従事したことのある看護師、あと高齢者保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した社会福祉主事などが、この担当職員になります。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうすると、国の資格が一定程度はないとだめだということの確認でよろしいですか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） そうでございます。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） それから、あと最後です。本当の最後で議案の4号ですかね、介護保険料の関係が残ってましたので、介護保険料、介護保険条例の改正で平成30年から3年間の介護保険料の改定がされるということで、基準額5,080円が5,600円ということで約11%の引き上げということになるかと思えます。高齢者の皆さんにいろいろお話を聞く機会もあるわけですが、やっぱり年金から天引きされる介護保険料は高いという印象を持ってる方は非常に多いというふうに思うわけでありまして。再三いつも申し上げているわけでありまして、年金も減るし、物価は上るし、消費税、介護保険料は上ると。今回この後で審議をされます

国民健康保険税は世帯平均で1万40円ぐらい、たしか下がるということでありましてけれども、そっちは下がってもこっちで上がってしまうと何にもならないよという感じも、思いもするわけです。

そういう意味では、社会保障に係る負担というものが毎年のように、あるいは2年、3年ごとに上がっていくという状況の中で何とかならないのかという声はあると思うんですが、町としても、できればこの介護保険料、値上げをしないで済むようにしてほしかったなと、こう思うんです。その辺に対する町のご見解を、一つお聞きしたいのと、説明でもちょっとお聞きしたんですが、書き取り忘れちゃったので、今の介護保険の基金の残高と今回保険料を抑えるために投入した基金額について、どれほどだったのかを、もう一度お聞かせいただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 今回の最終的な試算5,893円を、3カ年で5,500万円介護保険財政調整基金を取り崩し、5,600円としたいといったように試算させていただいております。

介護保険財政調整基金の残高は年度末で約1億4,000万円になる見込みでございます。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） もう一つあれです、できるだけ引き下げないようにすべきだったのではないかと、できれば上げないようにすべきだったのではないかと、こう思うわけです。これはあれですか、年度末の基金残高が大体1億4,000万ですから、5,500万取り崩して、その後基金積み立てがなければ約8,500万円の基金残高になるということでもいいのかどうか。単純にですよ。今回の保険料でいったときに単純にそれでいいのかどうか。

8,500万残るとすれば、もう少し基金を取り崩して引き下げ幅を抑えることは可能だったのではないかというような気もしますし、そうでなければ町のほうからの基金の繰り入れ、町のほうからの介護保険会計への繰り入れという手法などもあるかと思うんですが、何とか引き上げないという方策は考えられなかったのかどうか、その辺についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 今回介護保険運営協議会の被保険者代表のご意見も保険料の値上げは1割程度ぐらいに抑えてほしいといったご意見が出ました。また、サービスを、施設とかをもっともっと建ててサービスを、もっと保険料を、県内でも低いほうなので高くしてもいいから施設整備をしたほういいんじゃないかというご意見もありました。

でも、本町における待機者数とか今後の利用の見込みで、7期においてはこのような計画になったんですが、県内でも第6期の介護保険料は大体12番目とか14番目とかそのぐらいになります。今回の第7期の5,600円も県内で2月に出された資料を見ると県内では12番目、安いほうになります。地域密着型の特養とか、かなり続けて整備したような市町村は施設整備をすると保険料上がりますので、県内で保険料が6,800円とかそういった高い市町村は施設整備をちょっと急ピッチで急いだ町のように。その辺の整備と保険料、使っていない方の保険料とのバランスということを考えまして、この辺大変苦慮したんですが、できるだけ1割にとどめたいということもありまして、約300円分に当たる5,500万円を取り崩すと。

これを8,500万残るので全部崩せばよかったのかということですが、次の8期、9期が1,000円単位で保険料上がるという国の試算シートによりますと、次の3カ年、もう1,000円、さらにその次はもう1,000円上ると。今まで五、六〇〇円の上がり幅だったのを、1,000円単位で上るというものにやはり備えるべきだろうというご意見が運営協議会では出ました。本町で財政調整基金で積み立てしてるのは調整交付金で国から5%のところを6.8%とか余計に来て分を積み立てさせていただいてるので、これは高齢者の多い所得の層の低い市町村への手当てでございまして、やはり次の8期、9期にも若干備えたいといったこともありまして、委員会でこのような金額で承認を得たものです。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 課長の答弁聞いてると全く反論のしようがないかなと、そういう思いになるんですけども、やっぱり介護保険制度そのものが大きな問題を抱えているということだと私は思ってるんです。例えば第1号被保険者の負担割合です。これも保険計画立てるたびに3年ごとに毎回上がってくると、今回は22%から23%だと、言ってみれば高齢化率に伴って、この率が上がっていくというシステムになってるためにこういう形になってるんじゃないかと。当然高齢化しますから需要がふえるのは当たり前ですし、給付もふえていくと。そういう中で高齢者の高齢化率に伴って負担割合もふやしていくという形になってますから、当然ふえざるを得ないと、こういうことだと思うので、このシステム自体といいますか、財源の手当ての仕方自体をもっともっと考えないと、次1,000円上がりますよ、その次1,000円上げますよと言われても、永遠にじゃ利用者、加入者がこれを負担し続けられるのかということになるのではないかと。負担し続けられなければ介護保険の利用をお断りされるわけでしょう。滞納したりすれば。そういう事態につながっていくんですよ。

ですから、根本的にここで町長、課長に言っても仕方ないって言われればそうなんだけれど、

そこのところを私たちよく考えて、この問題に当たっていかないと町民の、住民の生活守るといふふうにはならないのではないかと。やっぱり取りこぼしがどうしても将来出てくる可能性があるのではないかと、こう思うわけです。今でもやっぱり結構収入のある人でも負担重いよねって、毎月7,000円だ8,000円だって介護保険料引かれるだけで大変なんだよという、そういうことになってるんですよ。その大変さは、やっぱり執行部の皆さんにはもっと理解もしていただきたいし、だからこそ私は保険料できるだけ上げないでほしいと。その傷みを国にわかってもらうためにも、そういうふうに考えることが必要なんじゃないかなと、そういう時期に来てるんじゃないかなという気がするんですよ。

次、課長から1,000円だ、その次1,000円だって言われて本当にまたびっくりしますけども、その辺やっぱりどうなのかなと。やっぱりもっともっと制度上の問題を行政側もあぶり出して、この制度そのもののあり方を見直す機会をつくってもらうということが必要なんではないかなというふうな気がするんですけど、いかがですか、課長。町長かな。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 介護保険スタートするとき、誰がこういうことまで予想して介護保険というのが始まったのかと、まず聞きたいぐらいなんですけども、中にはある方から言わせると介護保険は互助保険だなという方もいらっしゃいますけども、とにかくある一定以上の年齢になったらみんなで助け合っていこうよというのがこのシステムだと思うんです。それにとってこれまできてるわけでありまして、今回の示してる数字に関しましても、実は去年の秋ごろから何回も試算、はじかせてはじかせて、うーんということで5,600円に落ちついたと。確かに議員が言われるとおりの、もう少し基金を入れるなり、もしくは一般会計から入れるなりしてやればいいのかということもありますけども、町そのものにもやりくりというのがありますので、なかなかそういうところには今いかないということもあります。

ただ、3年後に1,000円上るか、またその7期に、次の期でまた1,000円上るか、8期、9期に1,000円ずつ上るということでありますけども、それらについては、まだ不透明な部分もありますので、きょうの意見を踏まえながら、8期のときには、じゃ本当にどうしたらいいんだらうかということをもっと真剣に、今も真剣に考えてんですよ。今も真剣に考えてんですけども、今以上に利用する方がふえてくると。

もう一つは、きょうも議員とのやりとり聞いてますけども、いろいろ要望も多くなってきてると。サービス内容の。そうするとサービス内容も多くなってくれば多くなってくほど、やはりそういう支出が絡んでくるということもありますので、そういったことも踏まえなが



ら今後考えていきたいと、このように思います。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 国のほうは社会保障費、介護保険に限ったわけではありませんけれども、社会保障費の自然増に対する負担をずっと削減し続けてるわけです。毎年度2,000億を超える金額を削減しているわけですから、当然こういう事態が起こることはわかるわけで、やっぱり自然増に対する国の負担というものをきちんと見てもらわないと、やっぱりそこで暮らしてる国民、町民、住民というのは、やっぱり暮らしそのものがどんだん切り詰めた生活をせざるを得ないということになっていくわけです。だからやっぱり政治のあり方の問題としても、これは大きく問われていかなくちゃいけない問題だと思いますし、地方の議会あるいは地方の自治体がそういうものを住民サイドの立場に立ってしっかりと国に物申すという位置が今大事になってるのではないかなと、こう思うので、特に町長にはそういう立場で今の社会保障制度をどうするのという議論を地方からもどんだんやっていただいて、そしてやっぱり国の考え方も変えてもらうというような、ぜひ力を発揮していただきたいなということをお願いして、一括、3号議案から6号議案までの私なりの質疑ということにさせていただきます。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 私は1点だけ、ちょっと教えてほしいんですが、5条関係に共生型サービス基準の創設ということで出てきておりますけれども、これ……。

○議長（阿部幸夫君） 議案第何号ですか。

○11番（菅野良雄君） 議案第5号じゃないの。課長はわかると思うから。共生型サービス基準の創設というのありますね。これは障害児と高齢者と一緒にサービスを受けられる施設だというようなふうに思いますけど、松島町でこういう施設、これから出てくる予定というか、そういうものあるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 障害福祉制度と介護保険法、両方にこの共生型サービスというのか今回法改正で位置づけられております。今すぐ事業所が立ち上がるかというところはまだわからないんですが、例えば障害者の方がずっと利用している施設で65過ぎてもそのままそこに通いたいといった場合に、その事業所が介護保険の事業所の指定をダブルで受けるといったふうになるのが現実的かなと思ってます。すぐにそういうわけで共生型サービスの事業所指定、事業所というのが立ち上がるかというところ、少し事業所のほうでも利用者の意向

とか聞きながら考える、少し時間がかかるのだらうと思っております。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい、わかりました」の声あり）

他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、各議案について討論・採決に入ります。

議案第3号松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第3号松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

議案第4号松島町介護保険条例の一部改正について討論に入ります。討論参加ございますか。

（「はい」の声あり）原案に反対者の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

後期高齢者福祉計画・第7期保険事業計画、こちらには賛成はしたわけではありますが、こちらは全体の計画ということで賛成の立場ということにさせていただきました。特にこの議案第4号につきましては、介護保険料の改定という内容でございますので、反対ということにさせていただきたいと思います。

また、第3号、第5号、第6号についても、反対すべき内容といえますか、納得しかねる内容が私としては非常に多いんでありますが、いろいろ質疑を通じて省令によって従わなければならない内容が多々含まれていると、こういう説明もありましたし、ここで反対というよりは質疑を通じて、この議案の持っている問題は多少なりとも浮き彫りになったのかなと私は思いますので、介護保険料、第4号の介護保険料の議案についてだけ反対をさせていただきたいと、こんなふうに思っているわけであります。

この介護保険条例の改正につきましては、第1号被保険者の介護保険料の月額基準額を今まで5,080円というところにあったところから、520円ほどアップして5,600円にすると、こういうことで520円の負担増になるということになります。ただいまも質疑等々でいろいろ申し上げましたけれども、この間、国では2015年の8月から年金収入280万円以上の人の利用料を1

割負担から2割負担へと引き上げております。また、ことし8月からは年金収入340万円以上の人の利用料は3割負担に引き上げられるという方針になっているかと思えます。こうした負担増というのは介護保険の利用抑制と、こういうものを招くことにもなっていくのではないかとこのように思えます。また、今後、消費税の10%の増税というようなことで介護保険を軽減するための税源というようなことも話としてはあるわけでありましてけれども、所得の低い人ほど負担の重い消費税増税と、これではやっぱり生活が成り立たないということになっていくのではないかとこのように思えます。

年金生活者あるいは介護利用者の暮らしというのは本当に大変になっていくということになるとこのように思えますし、65歳以上の年金暮らしの皆さんにとっては、これからも特例水準の解消による年金の2.5%削減とか、マクロ経済スライドの発動による年金の0.9%引き下げ、あるいは物価賃金の低迷を理由とした年金のマイナス改定など次々と年金削減がされていくという状況が見越せることになっております。

年金は大幅に目減りをするということになれば暮らしはまた大変になるわけで、私としては先ほども申し上げましたように一層の基金の取り崩し、あるいは町の財政支援で介護保険料の負担増は、できれば避けるべきだったなど、このように思いましたので、反対ということで態度をとらせていただきたいと思えます。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。いらっしゃいませんか。（発言者あり）なし。なしでよろしいですね。（「はい」の声あり）

他に討論者ございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第4号松島町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

議案第5号松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第5号松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

議案第6号松島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第6号松島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第7号 松島町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第7号松島町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第7号松島町国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第8号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第8号松島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 今野でございます。

今回の国民健康保険条例の改正につきましては、いわゆる賦課方式を4方式から3方式にするということで応能割の部分で資産割をなくすという改正が行われておりまして、そのなくなった資産割の分で不足する分を所得割と、それから応益割の均等割・平等割のほうに振り分けたと、こういう税の再計算がされているわけでありまして。町のほうも何度も何度も計算をして、これが最善という位置で多分議案の提出をされたんだらうと、こういうふうに思っております。ここまでのいろいろと計算をされたこと、ご苦労といえますか、先ほどの介護保険でもそうなんです、大変ご苦労されて計算をしてるんだらうと、こうは思っているわけでありまして、一つお聞きしたいのは、1世帯平均で約1万400円ぐらい下がる見通しだと、平均で、こう言っているわけでありまして。

しかしながら、世帯のうちの14%、約14%、328世帯は値上げをせざるを得ないと。保険税が上らざるを得ないという世帯になりますよということも言っているわけで、提出いただいた資料で計算すると、この14%、328世帯の負担する金額というのは416万ぐらんなんですよね。全体で。何かあと416万取り崩したらば、みんな値上げしないで済んだのになと、こういう思いもしないわけではないんです。これね、所得割、応能割の所得割と応益割のところ振り分けたので計算難しくてこうなるんだとは思いますが、所得割のほう変えないで応益割のほうだけ考えてやれば全部簡単にゼロにできたんじゃないかなという気もするんです。全部ゼロにするという考え方で進めなかったのかどうか。ゼロじゃない、全部値上げは、全世帯値上げはないというふうにはできなかったのかどうか。その辺についてどうだったのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 結論から申し上げますと、できなかったと、そういうことでございます。基本的には、平等性というのが一つの目安となっております、今回一部の世帯で国保税のほうが上がられたということにはなりましたが、これを例えば特定の世帯に緩和措置ということについては、やはり平等性の観点からは好ましくないという判断も計算上しており、このような結果になったところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 要するに、だから資産割で不足する額が出てくるわけでしょう。その分

を所得割には乗せないで、出た額全部を応益割のほうで乗せますよと、その上で財調から繰り入れして減額すれば全世帯上げることはなかったのではないかという気がするんですが、いかがですかということです。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） その点につきましては、応益・応能で、まず50対50というルールがあり、その中でも応益のほうでも、たしか35対15というルールがあり、その辺にのっかって計算をいたしましたということでございます。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） そのルールはあれでしょう。わかりますよ、言ってることは。だけれども、せっかく制度始まるときに、できればみんなで上らない状態でスタートしたらよかったなど、こう思うので私質問してるわけです。資産割で埋まらない部分を財調で埋めていけば全体として50：50になるんじゃないかなという気がするんです。足りない分を、例えば資産割で1億があったと、その分を50は所得割に、残りは応益割の均等割と平等割に分けたということでしょう。35と15で。それはそれで計算の仕方だからあると思います。けれども、そうしないで全体上げないようにするためには、この資産割で足りなくなる分、それから保険給付として当然時間たてばふえますから、その分で不足する分も出るとは思いますが、その分全体を基金で埋めるというふうに考えてしまえば余りいじらないで済んだのではないかという気がするんですが、そういう考え方にはならなかったんでしょうかということです。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 何度も、その試算を重ねました。それで国保法のルールとかに沿いまして応益・応能、それから応益の中での案分方法ということで試算を大分重ね、こうした結果になったということ、ご理解願いたいと思います。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 十分に何度も計算したことは私も了解してるわけで、ただ、だからスタートの時点だと思うんですよ。いろいろ考え方があるんです。確かに。国なりどっかで決めたやり方でやりなさいということになれば確かにそのとおりなんです。ですけども、住民サイドから考えたときに、ことしは広域化の最初の年だから全体値上げにならないような方策で考えようやというところでスタートすれば、何か方策はないのかということ今私がお話したような考え方でやれば値上げしないで済んだんでないかなと思ったので私お聞きしたということなんです、そういう考えはしなかったということなんだろうということにして

おきますから。そういうことですね。

もう一つ、お聞きたいのは収納率の関係なんですけども、収納率93%で計算されてるわけです。でも、最近では松島、大分財政のほうの皆さん頑張って収納率、たしかよかったんじゃないかと思うんです。95ぐらいはいつたんじゃないかと。2%違うと大分違うんじゃないかと思うんです。これも。だから2%分は、今後も95で収納率で推移すれば2%分は毎年度調整基金に積み立てができていくわけです。結果として。そうすると財調はたまっていくわけです。その計算がちょっと違うんでないかという気が私としてはしたのね。93でいいから93でしたんだと思いますよ。多分これもね。ですけれども、我が町の状況見ていると95なので、95で試算すればもうちょっと保険料としては下げられる可能性があったんじゃないかと。これ、大事なんです。徴収率が低ければ低いほど加入者の保険料が高くなるというシステムになってるわけですから、そのところをやっぱりきちんと見る必要性もあるんでないかと思うんですが、その辺どうだったのかなと思ってお聞きをしたいと思ったわけでありまして。

○議長（阿部幸夫君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） 今、今野議員さんが言われたように、確かに28年度の収納率でいうと95.1%になってるんですが、26年度・27年度で見ますと92%台ということで、試算の際には平均値をとらせていただいているというふうになっております。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。毎年度相当違ってはくるとは思うんですが、松島町としては収納率は上昇しているんでないんですかというのは私の印象だったものだから、ことしはわかりませんよ。1人、嘱託の滞納整理の方も雇えなくていたんで徴収率、もしかすると下がってるかもしれませんけども、ことしはどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） 現時点では口座振替とか、あとコンビニ収納ということで推奨してきましたので、今の段階、見込みとしては大体28年度と同じ95%台確保できるというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） そういうことで、結構税務担当の皆さん頑張ってるんだというふうに私は評価してたものだから、この辺の見方で保険料違うわけですから、この辺の設定の仕方、どうだったのかなという疑問は残っているわけで、これはあれなんですか、県のほうから示されたパーセントとの関係でいうとどうなるんですか。これも示されますよね。93とか95と

か、自治体規模にもよるのかな。その辺の数字はどうだったんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） お話のとおり、保険者の、被保険者の規模によって目標収納率というのは変わってきます。松島町でいうと保険者規模区分が5,000人未満で収納目標率については、26年度収納実績に1ポイント加えた数値または93%のいずれか低い収納率となっており、結果的に目標収納率が93%に設定されたというような内容になっております。以上です。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「はい」の声あり）原案に反対者の発言を許します。8番今野 章議員。（「賛成討論でございます」の声あり）

原案に賛成者の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。今回の国民健康保険条例の一部改正につきましては、国保運営の広域化に伴う保険料の算定方式と負担割合の見直しということになるわけですが、国保税は1世帯平均、試算によりますと1万400円の引き下げになるということでもあります。町の試算では、またこの14%の328世帯ほどが負担増になるということになっております。私としては、全世帯が負担増にならないためにどうすべきだったのかと。例えば先ほども申し上げましたように、あと416万ほどの基金を取り崩せば世帯の負担増がなくて済んだのではないかと、このようにも思っているところであります。できれば全世帯の負担増にならない方策を考えてほしかったというのが私の思いであります。県単位の国保の広域化だけでは、この国保の困難な状況を抜本的に改善することはできないと思っております。しかし、今回全体としては1万余りの引き下げになるということでもありますので、賛成という立場に立たせていただきたいと思っております。

これまでも、この国保の関係については、何度も何度も申し上げてまいりましたように広域化だけで問題が解決するような問題でないことは申し上げたとおりで、そのためには今後とも必要な対策として国に対して国庫負担率をやっぱり上げてもらうように要望し続けるという町の姿勢が、また大事だというふうにも思っております。運営責任を共有する宮城県に対しても財政支援を求めるなど、財政負担のあり方をしっかりと見据えて国・県等に要望を引き続きやっていただくということを要望して賛成の討論ということにしたいと思っております。

終わります。



○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第8号松島町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第9号 松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第9号松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第9号松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第10号 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第10号海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。海洋センターの設置及び管理に関する条例の一

部改正ということで資料つけていただきました、現在のスポーツ振興センターの位置とそれから新しくなったときに生涯学習班のスポーツ振興の庶務に入りますよということで、図にするととても簡単に写るんですけども、業務量が実際にはふえて大変になるのではないのかなと、そういう思いがするんですが、生涯学習とあわせて効果的な事業展開が図れるということなんでありますが、新年度から何か新しいそういったものに基づく事業計画のようなものはあるのかどうか、その辺はどうなんでしょうということなんです。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

提案理由書にもお書きしましたが、この件に関しては、教育委員会の中で何度か検討しました。結果的に仕事量も含めてこれがベストだというのはなく、どちらかといえばベターな状態ということになります。

ただ、スポーツ振興に関しては生涯学習、一生涯の中でスポーツをするという視点に立ち、今回生涯学習班の中に取り込むというような方向で落ちつかせたところでございます。具体の仕事の量とかについては、これからまだ十分に考えていかなきゃなんない部分もございませうけども、仕事量が滞らないように、なるだけ教育委員会等で配慮していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 仕事があつて人はふえないんだと思うんです。だから大変だろうなと思ったので大変にならないんですかっていうのが一つの質問です。

それから、生涯学習とあわせてやることによって効果的に事業が行うことができますよと書いてあったので、新年度から何か計画されましたかということをお聞きしたので、その2点でございますので、よろしくお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） 生涯学習班のほうにスポーツ振興センターの部分を持ってくるということにつきまして、業務量が生涯学習班ふえますので、その分、今スポーツ振興センターの仕事をしている人員を生涯学習班のほうに充てたいと考えております。

それから、一つ新しい事業ということで予算のところでも説明申し上げようと思っておりましたが、放課後子ども教室というようなものを考えております。生涯学習班の社会教育主事のほうで考えております事業ですが、そこにスポーツ推進員を取り入れて効果的にスポーツの指導を行ったりとか、あと歴史文化の講演とかも行っておりますが、ウォーキングを兼ね

ての事業もしておりますので、その辺でスポーツ、ウォーキングの仕方を一緒に教えながら歴史文化のほうを学んでいただくというような、そういった事業のほうも考えてはおります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「何かよくわからないけど、まあいいです」の声あり）

他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「はい」の声あり）原案に反対者の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正ということでありましてけれども、この条例改正については、12月の指定管理者を指定したということにかかわって、この条例の改正が出てきてるということもあるかと思えます。

私としては、12月の定例会での指定管理者の指定に当たって、応募がマリソル1団体だけということで非常に競争性が乏しかったと。また、管理委託費も1,063万円ということで町が提示した金額そのものだったということもあって指定に反対をしたという経緯もありました。そういう意味で指定管理するということの意味自体が非常に乏しかったのではないかということでの疑問を、いまだに持っております。そういう点では、海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正と、それからスポーツ振興センター条例の廃止ということについては、反対をしたいということでございます。

○議長（阿部幸夫君） 続きまして、原案に賛成者の発言を許します。いらっしゃいませんか。（「はい」の声あり）

では、他に討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第10号海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第11号 松島町環境美化の促進に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第11号松島町環境美化の促進に関する条例の一部改正に

ついてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第11号松島町環境美化の促進に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

---

### 日程第13 議案第12号 松島町営住宅条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第12号松島町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 質問いたします。

新旧対照表第3章家賃及び敷金第4に近傍同種の住宅の家賃で省令第2条に規定する方法により算定した額とすると、こういうふうになっておりますが、このような家賃の算定、当然なさってると思うんですけども、なさってるのかどうか。これ、14条でも申告、これ全員やってんのかどうか、この2点、今のところ。どうぞ。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 近傍同種ということでありまして、近傍同種の住宅の家賃につきましては、公営住宅法等、公営住宅と同等の、あつ済みません。公営住宅の家賃といたしまして民間の住宅と同等の額になるかと考えております。こちらは公営住宅法のほうで家賃の算定が決められておりまして、その法律に基づきまして家賃を算定してるという形になっております。

あと、その家賃につきましては、全戸に対しまして家賃を算定してるという形になっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君）　そして2項で今全員やってるということでございますけれども、2項で困難と認められている入居者に対しては把握することができると。収入状況を。どのぐらい、何件ぐらいあったんですか、こういう状況は。

○議長（阿部幸夫君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　現在のところ収入状況を把握できない入居者につきましては、おりません。ですから、皆さんから収入状況の申告をもらっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君）　よく調査されて、こういうことをやっていらっしゃると。先ほど今野さんが国保のほうも頑張ってるよというようなことで、以前からこういう住宅に関しては、前から指摘はされていた。それをこのように履行してるということで、こういうのやってないと滞納っていうんですか、ふえてくると思いますので、その辺のことをしっかりやっていただきたいと、こう思っております。以上です。

○議長（阿部幸夫君）　他にございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　今、同じ14条の2項で、これは障害者の収入を把握することができると、まあ健常者もやってるということだったんですか。よく審査の中で言われるのはプライバシーの問題があってどうのこうのって、収入がどうのということで、それなりにたまってきてるわけですよ。だからその辺は大丈夫なんですか。収入確認して対応してると思いますけど。

○議長（阿部幸夫君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　収入申告につきましては、大体7月の下旬ごろに依頼を行いまして、2月の下旬まで申告いただくという形になっておりますけども、来なかった人には再依頼、再々依頼という形をとっております。あと、またそれでも来なかった人に関しましては、住宅のほうに出向きまして申告してくださいということで職員が直接行ってお願いをしております。それでもない場合につきましては、検討させていただいて、あと入居者の同意をもらいながら収入状況を把握するという形でとっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　何か障害者の人たちにはそういう形で、まあいろんな関係官庁に行行って収入を確認するということだと思っんです。ほかの人たちもそこをきちっと確認しながらしてもらわないという話、いつでもしてるわけですよ。けども、それに応じない人たちがいて、なっていくんだけど、そこが問題になってるわけでしょう。だからその対策をきちっとしてほしいなと思って今質問したわけですけど、その辺大丈夫ですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今回対象となる方、あとそれと対象とならない方も同じように最後は職員が出向きましてお願いをして収入の確認をさせていただくというふうに以前から努めておりました。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 頑張ってください。先ほども徴収率がアップするということもあるんだけど、そのときに限って不納欠損が多くなったりすると率が上ったりするときもあるんで、そういうことないように、きちっと公平・公正にちゃんと徴収していただきたいなということで、こういう条例をうまく利用してくださいとお願いしておきます。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第12号松島町営住宅条例の一部改正については原案のとおり可決されました。（「休憩」の声あり）

ただいま休憩の話がありますので、ここで休憩をとりたいと思います。再開を14時15分いたします。

午後2時00分 休 憩

---

午後2時15分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

---

日程第14 議案第13号 吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約の変更について

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第13号吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約の変更についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」

の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(阿部幸夫君) 起立全員です。よって、議案第13号吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第14号 指定管理者の指定について【磯崎漁港漁具倉庫】

○議長(阿部幸夫君) 日程第15、議案第14号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。2番櫻井靖議員。

○2番(櫻井 靖君) ちょっと収支計算書の収入の部分での確認なんですけども、この利用料なんですけど、前回12月のときの議会で収入の計算方法が貸し出しする面積は頼む前の部分の区分ではなかったのかと思うんですけども、その場合ですと24.5平方メートルで7区画、そして31.5平方メートルが7区画、合計の面積が392平方メートルというふうな形になってたと思うんですけども、そこら辺の算出方法が違ってると思うんですけども、どういうふうな感じなんですか。

○議長(阿部幸夫君) 安土産業観光課長。

○産業観光課長(安土 哲君) 大きく棚を目安に12月定例会のほうでは使用料、平米当たりの面積の使用料を説明させていただきました。今回施設全体を使うに当たって、棚以外にも床のほうの直置きで使う部分もかなり多いということで聞いておりましたので、それで施設そのものの面積を平米当たりの単価で今回収入のほう求めているところがございます。以上です。

○議長(阿部幸夫君) 2番櫻井 靖議員。

○2番(櫻井 靖君) その場合ですと出入り口とかなんかというふうな関係で使われないスペースというのが確実にあると思うんですけども、そういうふうな部分というふうなのはどのような形になってるんでしょうか。

○議長(阿部幸夫君) 安土産業観光課長。

○産業観光課長(安土 哲君) 一番大きく出入り口で出入りに困らないようにということで漁

業協同組合の松島支所さんをお願いしてるところでございますが、一番大きなものの搬入・搬出につきましては、提案説明の後の説明でお話しさせていただきましたが、この図面にある、資料の図面にある真ん中の大きい50平米のところできく物の出し入れをしていただくということで考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 2番櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） ほかのところの出入り口に関しては、そういうふうなのは支障はないというふうなことの考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 出入りに支障のないということもありますし、また棚につきましても、全部漁業協同組合関係者のほうから聞き取ったところ、棚と他の全部使わず、床も使ってということで全体の面積をならして今回使用料求めたところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 2番櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） この中に電話料というふうなことがあります、支出の部分ですか、電話というふうな配線というふうなところはするというふうなことでよろしいのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 電話料・切手代等ということで一緒に2万円を計上しておりました。今回宮城県漁業協同組合の松島支所さんのほうで、この施設管理に係る通信費ということで、この施設そのものではなく実際事務にかかる電話料ということで計上させていただきました。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第14号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。



日程第16 議案第15号 平成29年度松島町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第15号平成29年度松島町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。1番杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1番杉原でございます。2点ほどお聞きします。

まず、ふるさと納税費について、寄附収入見込み額の減ということだったんですけども、この思ったよりも集まらなかった原因というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） まず、ふるさと納税の寄附金ですが、29年度におきましては、まず返礼品15品目追加し、53品目として、パンフレットもリニューアルをしながらPR等に努めてまいりましたが、思うように集まらなかったということでございます。PRは頑張ってきてきたんですけども、もう少し、今サイネックスさんのほうでのふるさと納税の窓口やっていますけども、窓口ももう少しちょっとふやしていく必要があるかなということで、現在ちょっと準備を進めているところです。確かに他の自治体を見てもいろいろな電気製品とかそうした返礼品などもあって伸びているところもあるんですけども、思ったより伸びなかったというのは、ちょっと反省して今後改善していきたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 1番杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） ほかの自治体の電化製品とか、余りにも換金率が高いということで総務省のほうから、それはちょっとやめてくれという話になってると思うんですけども、松島でそういう高いというのはあるものなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） 前々から返礼品に関しては地域性のあるものということで考えてまして、松島町では今返礼品そのものは3割、寄附額の3割に抑えているんですけども、現実ちょっと考えた中ではそうしたちょっと高額な商品というのは実際はないのではないかなというふうに思っています。

ただ、その中で今回20万円以上の寄附ということも1項目ちょっと追加をして、現実的にそれは宿泊関係の件になるんですけども、やはり松島では29年度においても、その宿泊券の返礼品が件数としても一番多いという状況です。

○議長（阿部幸夫君） 1番杉原 崇議員。

○1番(杉原 崇君) 宿泊券が一番松島らしいといえば松島らしいので、返礼品はやっぱり松島、これが松島のために寄附するという、その返礼品であれば松島に特化したじゃないですけども、そういう商品が一番いいのかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

もう一つ、石田沢の使用料の件について載ってるんですけども、今までも議論はされてると思うんですけども、今後この維持管理費をどういうふうにしていくかという中で使用料が、やっぱりなかなかあそこ使う方がなかなか少ないということだと思っておりますけども、今後の見通しといたしますか、石田沢に関してのこれからこうしていくというのは何かありますでしょうか。

○議長(阿部幸夫君) 赤間危機管理監。

○危機管理監(赤間隆之君) 石田沢の使用料の収入でございますけども、石田沢の利用につきましては、過去の定例会等々でもお話したとおり、復興の基金を使ったという施設でございます、なかなか利用に関しても多少の制限ございまして、いろいろ貸し出し等行ってきた経過がございます。

今回、石田沢防災センターの収入を積算した中身といたしましては、主に駐車場の、便益施設というところでございますけども、そこはケータリングカーとか、そういうものに貸し出すということでかなりの積算をしたというところで、その利用が、結果的にはですけども、なかなか利用をしていただけなかったということになります。実際ケータリングカーの団体さんにも観光協会を通しましてお話を差し上げた次第なんです、観光協会前にはよくケータリングカーいらっしゃってますけども、あそこまでの人の出入りがなかなかないということでお断りのお答えですか、いただいたということもございまして、その辺の利用がなかなかできなかったということでございます。

今後は、先ほど申したように利用の制限等ございますので、地域のまつ市とか産業まつりに出店していただきました地場産品等出していただいております業者さん等にお声がけをいたしまして今後利活用のほうを進めたいと思っております。

また、石田沢に関しましては、今後指定管理のほうにはさせていただくような流れでは進めておりますので、来年、30年度で2年目を迎えますので、今後準備期間といたしまして指定管理のほう進めてさせていただこうと思っております。以上でございます。

○議長(阿部幸夫君) 1番杉原 崇議員。

○1番(杉原 崇君) じゃ、ちょっと済みません。あわせまして備蓄倉庫も一緒につくったん

ですけれども、今の活用状況というのもちよっと教えていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 今、石田沢にも備蓄倉庫ございますけれども、町内にも数カ所つくらせていただきました。備蓄倉庫に備蓄品を5カ年計画で配備するという中身で購入している次第なんです、なかなか買ってるものの充足率というのは、今現在まだ経過が数年しかたっておりませんので、充足してるというような状況ではございませんけれども、今後さまざまな備蓄品を購入いたしまして、有事の際にはその備蓄品を有効活用というか、使えるようにはしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。よろしいですか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 後藤でございます。それでは、商工費について伺います。

高城町活性化推進事業云々で計上でいろいろ困難になったと、こういうくだりがありますけれども、改めてこの推進事業の中身と、その理由をもう少し明確にお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 高城町駅前商店街活性化推進事業ということで、当初予算では商工会の中で一部高城町を商店の活性化、もう一度取り組もうということで補助金の要望がなされました。その取り組んでる方々たちに補助金のほうの交付をと予定しておりましたが、その方たちの取り組みが5月になりまして法人化してしまったと。いわゆる法人化した場合に対しての補助金というのは公共、公益性はあるんですけども、法人に対しての特別な交付というのはなさってなかったものですから、今回法人化した事業の方々は自主努力で成り立っていくということで補助金の交付を今回減額しているところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） その後のくだりで中小企業の振興資金損失契約書とあるんですが、この中身と、あとその後の保証協会の代位弁済した額、その弁済額とその割合についてお願いをいたします。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 今回の平成29年度の損失補償金でございます。こちら松島町中小企業振興資金に対する損失補償契約書に基づいております。これは宮城県信用保証協会と結んでおります。こちらのほう、3件の事案について代位弁済、信用保証協会が代位弁済した額に割合を乗じた額について、今回補正ということになっておりますが、その割合につきましては72%でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

他にございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） では、総務費なんですけれども、健康診査なんです。100万減額というふうになっておりまして、30歳以上の方かな、それから臨時職員も含めて130何名と、臨職、そういうものを合わせて計上なってるわけでありまして、今回人間ドックと健康診査446万が減額なってる。あっ、これ計上です。当初予算の。人間ドックとそれから健康診断が446万計上されて、その22.4%が減額なると。100万円です。実際この100万の減額というのはどうやってこういうふうに、まあ予定されている人が行かなかったからこうなんですけれども、私たち委員会のほうで毎年のようにこの健康診査のことについてはしつこいくらいに提言してるわけですが、何でこんなに余るのかというようなことを説明してください。

○議長（阿部幸夫君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 当初予算で40歳以上の全職員を人間ドック受診すべき、するという事で計上させていただきましたが、ここまできて精査の見込みが立ったので行ってない人、そういった方をカウントして100万円の減額ということでさせていただきました。

○議長（阿部幸夫君） 13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） だから何でだと、何で少なくこんなに余すんだと、その理由ですよ。

○議長（阿部幸夫君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 全員には行くようにはもちろん言ってるわけですが、町としての文化観光交流館だとか使ってる健康診断とかありまして、そちらを受けていて、ことしは人間ドック受けませんという方もいらっしゃって、職員もいて、こういうふうにならなるといってございまして。

○議長（阿部幸夫君） 13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 人間ドックだの、本当に役場さんは本当に丁寧に皆さんの健康のこと、こうやって税金を投入してやってるわけです。もし町職員が1人でも2人でも病気で仕事に支障を来すようなことになると住民サービスがおろそかになるんです。その辺のことをやっぱり職員の皆さんはちゃんと肝に銘じてやってほしいんです。大枚な税金で皆さんこうやってお仕事していただいている、それが町民にとってのいいことなんで、その辺でもう一回ですね、課長、ちゃんとやっていただければと思います。よろしいですね。

それから、次ですけれども津波の企画費です。150万円、住宅支援事業なんですけれども、当初1,500万で再建支援住宅費150万、これ減額なって、減額となったんですけど、実績はこ

の再建支援住宅事業というのはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 復興支援定住促進事業補助金でよろしいのでしょうか。（「はい」の声あり）こちらのほうですね、当初35件見込んでおまして、30件の申請を受け付けさせていただいております。そのうち2件が現在調整中ということで、年度内に申請する見込みがちょっと今のところつかめないということで、3件分を今回補正減ということで計上させていただいております。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「それから……」の声あり）13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） それから、今杉原さんおっしゃったんですけれども、ふるさと納税ね、伸びないと。前年度と同じぐらいなんです。そういう中で9月も私、12月、9月にも話したと思うんですけれども、やはり伸びない原因は何かと、魅力がないからだと思うんです。松島に寄附したいという、そういう目的意識をちゃんとすれば、やっぱり返礼はいいものはもらえばいいんですけれども、やっぱりこれをどうやって訴えかけるか、松島にどうぞ寄附していただきたいと、こういう、これこれこういうものに使いますと、そういうものを訴える、そういうものが少し少ないんじゃないのかなと、このように思います。ですから、どうか皆さん、今の松島の現状を踏まえて、こうなりますからと、どうぞごひいきお願い申し上げますというようなことで訴えかけていただきたいとお願いしたいと思いますが、いかがなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） 今言われたとおり、今長期総合計画の基本目標に沿った形でホームページのほうには、こういったことに使いますよというふうに載せておりますけれども、今後その中でも例えば今後松島海岸駅の整備ですとか保育所の整備なんかも計画されていくということもありますし、松くい虫を初め今後重点的に取り組んでいくような事業については、そこのトップページのところにきちんと説明をして、当面こういった事業に重点的に取り組んでいきますということで寄附に対しての理解を得てまいりたいというふうに考えております。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、あるんですけれども、住宅費について、これで終わりますけれども、環境整備費住宅かさ上げ補助金、当初1,000万円計上しました。655万の減額です。これも震災後7年経過し

たということでジウンも落ちついてることもあるかもしれません。当初の見込み、大分少ないんですけど、このかさ上げはどのぐらいの見込みで、実績はどうだったのか、まずその辺。

○議長（阿部幸夫君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 松島町宅地かさ上げ事業、かさ上げ等事業費補助金でございます。当初は10件、1件あたり100万円の補助額で10件計上しておりました。実際の交付件数は3件にとどまっております。現在申請予定件数が1件抱えておまして、残りの部分、今回補正減ということですよ。

確かに議員おっしゃるとおり大分落ちつきを見せてきております。この本制度の期限が平成30年度末までということになっておりますが、制度上は財源となる基金交付金、復興基金交付金、これは32年度までが対象になるということで制度の再検討なり事業の期間の延伸なり、30年度早々に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） 13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そして予算書読ますと来年度も1,000万だと、同じような計上なって10件を見込んでるよと。今問い合わせが1件だよというようなことであると思うんですけども、本当にこういうようなことが時限、あと2年で終わるから、それまではやっていきますということですよ。本当にぜひこういう制度使ってほしいんです。でないとせつかくの補助金でございますんで、情報こっちからもう一回、広報やなにかで定期的にやってると思うんですけど、こういう制度使ってくださいというような方策とっていただければと思います。あと、いいです。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。2番櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 一つだけちょっとお伺いしたいんですけども、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費です。それで個人番号カード関連のということで大分減額になってるんですけども、これはそれだけ個人番号カードの申請がなかったのかというふうなことの減額なんですか。どのぐらいの個人番号、今の段階では発行されてるんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 松島町の状況を申し上げますと、30年の1月31日現在で個人番号取得者については1,724人でございます。総人口対比しますと11.94%、それで29年に実際その1月31日現在での取得なんですけども、29年度で2,117人というような状況でございます。

議員おっしゃるとおり、全国での個人番号の取得については、今現在で1,341万7,000人とい

うような取得数で、全国平均で申し上げますと10.48%ということで国の当初の見込みとは大分かけ離れた数字になっているということで、その負担金と事務費もあるわけですが、総体的に、全体的に取得数が少ないということでの理由は減額というような理由でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 2番櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） ちょっとホームページをいろいろ見てみましたら、いろいろなキャンペーン、マイナンバー取得促進キャンペーンとかというふうな部分も何かほかのところではやられているみたいなんです、松島ではなかなかそういうのがされてないと。それでほかのところではオンライン申請の補助ですとか、土日の、あと写真ですね、写真を無料にするとかというふうな取り組みというふうなのがなされているようなんですけど、そちらのほうの取り組みというふうなのは考えてなかったんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 全国的に見ますとコンビニでの住民票交付とか、あとはマイナポータル制度ということでの制度も始まっているわけですが、何分機器の導入やそれにかかる費用について、正直初期費用がかかるということでなかなか着手できない状況でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 2番櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） このマイナンバーカード取得キャンペーンというのが資料であるわけですよ。そういうふうな部分でほかの自治体ではそれを促進するために顔写真を無料にしますよとか、そういうふうな撮ってあげますよというふうなキャンペーンを行ったり、あとはそういうふうなインターネットで本当に簡単にできるんです。私もこれを見てちょっとインターネットで申請したんですけども、すごく簡単にできます。それでスマホからも本当に簡単にできます。そういうふうな部分をPRしたり、何かのイベントのときにそういうふうなのをすることもできたのではないのかなと思ったんですけども、そういうふうなことは考えなかったのかというふうなことなんです、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） マイナンバーの普及については、広報とかホームページ等では載せてはいるんですけども、なかなか前段でもお話し申し上げましたとおり取得数がなかなか進まないということがあります。今、議員が提案されたことについても、ちょっと研究していきたいと、このように考えていきます。

○議長（阿部幸夫君） 2番櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） ぜひともほかの自治体でいろいろやってこういうふうな、何かそういうふうな一覧表というふうなの、県のほうからも出されてるみたいですので、そこら辺はちゃんとほかのほうの情報も見ながらやっていただければ、なおさらいいと思いますので、ぜひそこら辺検討していただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。7番澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 7番澁谷です。1点だけお伺いします。選挙費について伺いしたいと思えます。

私どもも昨年末に大変お世話になりました。伊藤局長にお聞きするのですが、執行残が1,000万というような金額出てるので、これはちょっと大きいのかなと。そうするとその大きな理由は見ますと時間外勤務手当がやはり一番大きいのかなと思いますが、こういった時間外勤務手当等は前もって決まってる数字とは違うのでしょうか。ちょっと伺います。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 町議選の際には大変お世話になりました。

澁谷議員さんの、執行残が1,000万近くということでございますけれども、町議会議員選挙費の時間外については、当初383万ぐらい、383万補正、当初予算と比べると25%ぐらい減額というふうになってます。その理由としましては当初予算で町議会議員選挙の立候補者数、21名を予定しておりました。それで議員さん方もご存じのとおり、ふたをあけてみましたら15名の立候補者数ということで、実際立候補者の数がふえれば当然選挙に来る方もふえる傾向にございますので、今回6名少ない立候補者数ということで、それが一番の大きな理由であります。

また、町の選挙につきましては、国・県から委託金の交付がないものですから町の一般財源を使うことになりまして、その辺で実際投票事務者が当初は84名ということであれしてたんですが、実際は70名。それから開票につきましても、74名予算化しておりましたが、実際は4年前の町議会選挙等60名というものも参考にしまして60名で開票ということで、時間外につきましては、383万6,000円から時間外の支出済額280万1,944円を差し引きまして99万4,056円の残額、そのうち99万4,000円の補正、減額補正ということになりました。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 7番澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） ただいまの説明で、よくわかったような気がいたしますけども、候補者



の人数によって大分変わってくるということと理解してよろしいですか。（「はい」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑を受けます。6番片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 10ページです。10ページの徴税費の中で今回嘱託員の報酬等が減額されているわけでありますが、この嘱託員の空席期間というのはどれくらいの期間だったのでしょうか。また、これに伴って徴収率に何らかの問題等が生じたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） 当初4月から新しい方を採用する予定でしたので、ちょうどこの3月で12カ月目に入るといことです。

それから、先ほどもちょっと申し上げたんですけども、確かに徴税嘱託員がいなくなったということで、今特別滞納整理室の職員4名ということでやってるんですけども、その中で口座振替に説明をして切りかえてもらったり、あとは銀行ですとか郵便局、コンビニストアという形で自主納付に切りかえてもらうことを依頼をしまして、何とか連携しながらやってきたという実情です。先ほども申し上げましたように、今年度につきましては、28年と同様の収納率を確保できそうな一応見込みになっております。

○議長（阿部幸夫君） 6番片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 徴収率が低下しないということであれば、あえてここに嘱託員を置く必要はなくなってくるのかなと、そのように思うんですが、どう考えでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） 当面ですね、30年度の予算にも今回計上しておりませんが、ここ数年ちょっと様子を見ながら、状況によって必要ということになってくるかと思っておりますので、当面はちょっと様子を見ながら頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） 6番片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 職員の方は大変かもしれませんが、滞納班の人が大変かもしれませんが、全力でこの辺は取り組んでもらって、徴収率低下ならないように全力で頑張ってくださいと思います。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 19ページにあります道路維持費の工事請負費、明神橋、根廻トンネル、町道町裏・丈倉部線が8,400万円の減額ということですけど、それぞれどのぐらいの減額なっ

るんですか、ちょっと教えてほしいんですけど。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 道路維持費の減額につきましては、橋梁の補修工事費が4,141万7,000円、トンネル補修工事費が282万5,000円、道路補修事業費が3,999万6,000円であります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 舗装工事減額なったという原因は何か、根拠は。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらの維持工事費につきましては、社会資本整備総合交付金事業で国から交付金をもらいながら実施しておりますけども、当初予算要求しておりました額に対しまして約53%ぐらいの国からの交付金がつかなかったという形になっております。橋梁の補修、あとトンネル補修というのは実施していかなければならないというのがありまして、舗装の補修のほうにそちらの、その分がしわ寄せが行ったというような形になっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 要求したとおりの補助金がつかなかったということで仕事もできなかったということなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 要求しまして内示を受けたわけなんですけども、県内の市町村、残金出てくるということで、県のほうにも出た場合町のほうに回してほしいという話をしておりましてけども、県内一律大体このぐらいで交付金がつかなかったということもありまして、ほかの市町村のほうもなかなか残金出てこなかったという形になって、できなかったものがあります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） はい、わかりました。町内には予定したとおりに、いっぱい補修しなきゃいけないところあるわけでしょう。だから残った部分はなるべく早目にやってほしいなということをお願いしたいと思います。

それから、次に21ページ、これは説明あったのかどうかわかりませんが、負担金、高城避難所の施設管理費の減額ということで、ちょっと説明あったかもしれないんだけど、ちょっと教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 高城避難所の負担金の減額につきましては、実は建物の維持管理の経費なのですが、建物がJAさんと一体になっているということで、一括してJAさんに経営、経営のほうやっただいてます。

あと、その割合といたしまして松島町とJAさんの床面積割合で負担金を求めまして、松島分を負担金として請求いただいているということでございます。JAさんが試算したものを受けまして、うちのほうで予算化しておりますので、その中でJAさんが経営する中での請け差がそこで生じたということで今回の減額ということになっております。

3年目に30年度はなるんですけども、その中で2年経過して結構実際の支出の部分が見えましたので、30年度の予算につきましては、その実情に合わせました予算措置をとっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） JAのほうで計算するという事なんですか。その基準がどういうふうになってんのか、よくわからないんですけど、もう少しわかりやすく教えてもらいたい。

○議長（阿部幸夫君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） その負担金の中身につきましては、空調機器の保守、あと自動ドアの保守、あと清掃業務、これは室内とあと窓、トイレになります。あとは電気保安業務、この4点につきまして、一括してJAさんにやっただいてるということになります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 何か電気料の料金とかそういうものを全部計算して、割合で計算するという事なんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 電気の使用料はおのこのJAさんと松島町ということで電力のほうから請求受けてますので、使用料につきましては、町、JAさん独自にお支払いしております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 保守というのはどういうことなの、よくわからないんだな。

○議長（阿部幸夫君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 主に先ほど言いました空調とか自動ドアのメンテナンスです。通

常役場のほうでも保守業務しておりますが、同じような内容になっております。

○11番（菅野良雄君） 点検の保守作業ということでの予算だよということなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 保守、電気の保安につきましては、電気保安協会等さんの、何でしょうね、主な電力の供給してる部分での保守業務ということになっております。

○11番（菅野良雄君） だから、いろいろな保守点検の仕事があるから、その分の予算計上してるんだよということでしょう。違いますか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） そのとおりでございます。

○11番（菅野良雄君） それでその割合で計算した結果、松島の補助金は少なくなったということで減額するということでもいいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） はい、そのとおりでございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

○11番（菅野良雄君） それから、もう一件、公債費ですが、償還金、元金の部分は災害貸付金の繰上償還だよということで説明受けましたけど、利子のほうも同じぐらいの額なんですけど、これはあれですか、この貸付金、繰り上げたことによってこれだけの利子が減額になったのか、それとも全体の中での減額になったのかということ、教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） まず、利子につきましては、利子償還額の確定、予算時よりも利率が下がりましたので、これで11件分ですか、11件分で760万の減額という結果になりました。以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 次に質疑ございませんか。9番太齋雅一議員。

○9番（太齋雅一君） 1点だけ、雑入について、何か磯崎とまと、新しくなったところが3,780万の返還金が出てるということで、何でこんな大きい金が返還されたのか、事業の変更なのか内容の不備なのか、その辺について具体的に教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） こちらの雑入の返還金につきましては、補正予算の提案説明の際に説明させていただきました強い農業づくり交付金の、その返還分の発注業者、違反した

業者から発注業者に入ったものを町に返してもらったもの内容になってます。

金額のほうにつきましては、主要事業説明資料に書かせていただきましたが、主要事業説明の資料に記載してありますとおり最初の補助金額、補助事業費から実際に、消費税額は別、補助対象外ですので引いております。その金額から2分の1にしたのが当初の補助金の確定額でございました。今度は、さらに消費税分除いた総事業費から、その総事業費には管理棟建設より1,900万も記載して、計上されておりましたので、その分を差し引いた何億何がしかの金額に2分の1を掛けた最初に交付した総事業費交付金額から差し引いて3,780万というのが今回確定し、返還するものとなっております。

なお、今回予算に計上しまして、県のほうから町のほうに請求が来るのが3月20日ぐらいということで、その後3月29日までに町が支払うというようなスケジュールになっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 9番太齋雅一議員。

○9番（太齋雅一君） このことによって事業の振興というか、進めるに当たって何ら変化はないんですか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 事業の進捗につきましては、大丈夫でございます。一応建設したものの今回の返還となっておりますので、重ねて大丈夫でございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

他にございませんか。12番高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） 私も一つだけなんですけど、6ページ、収入のほうの財政調整基金です。

3月補正で4億という金額で議運のほうでも、ちょっと金額大きいんじゃないかと雑談で出たんですが、先ほど菅野議員さんのあれで道路維持費かな、あれで結局は国からのあれが入らなかったのが減額だと。ですから、この財調も結局国から入らないので財調で補ったというような結果なのかどうか、ちょっとそれだけお聞きしたいなと思ってます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） 結果としては、提案の冒頭にちょっと説明はしたと思うんですが、震災復興特別交付税が今回3億8,982万の減ということで、これが一番の理由ですし、あとは今回歳出に計上している各事業の一般財源分ということで、結果的には財政調整基金が4億2,293万7,000円必要になったということです。やはり震災復興特別交付税、これ今回9月の算定の6億6万5,000円で額としては、もう決まったので現計予算との差ということで落とし

てはいるんですけども、実際は過年度に概算交付受けた分の精算分を、今回の3月算定のときに精算ということでマイナス分というか、もらうよりもマイナス分がちょっと多くなったということで、3月の算定分がゼロというのが一番大きな要因になってますので、これは結果的に損をしているとかということではなくて、どうしてもこの震災復興特別交付税の性格上、ある程度予算なり交付決定ベースで震災復興特別交付税を申請してますので、事業の完了ですとか発注状況によって実際の額が確定すれば、それをどうしても精算をするということです。それまでに前もって概算交付受けた分は結果的に財政調整基金のほうに留保されているような状態になっていきますので、最終的には帳尻がきちんと合うということにはなってきます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他にございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。一つだけお聞きをします。

事項別明細書6ページ、貸付金元利収入の関係です。災害援護資金貸付金の元利回収金ということで補正の前の額に比べると大分回収がよかったんだと、こういうふうにしてめでたいことなのかなとは思いますが、今現状でこの援護資金借りてらっしゃる方何ぐらいあるのかなって、これ東日本だけなのか、それ以外も含んでのことなのか。その辺の災害ごとでいろいろとあると思うので、その辺のことも踏まえて何件ぐらいあるのかということをお教えください。

東日本の関係の援護資金については、災害発災直後から借りてらっしゃる方もいるだろうし、そうでない方もいらっしゃると思うんですけども、どの程度の方がそのうち返済になってきているのかということも含めて教えていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） この災害援護資金の元利回収金につきましては、東日本の関係でございます。それで、今回補正の中で3名の方が全額償還しております。それでこれまで借り受けした方が50人ございましたので、まだ償還が残ってる方については47人、償還残額につきましては、6,640万2,679円でございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 47人の方が、まだ償還残ってるということなんですが、償還始まっている人は何人ぐらいいるんですか、このうちで。

○町民福祉課長（太田 雄君） 今年度で1名でございます。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 47の方が償還残ってるということで、償還が始まって人ですよ。まだ1人しかいないんですか。それとも、もう償還何人かはしてるんでないかと思うんですが、その辺……（発言者あり）まだ1人だけ。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 済みません。繰上償還という形で5名の方、既に償還なさってる状況でございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 山口福祉班長。

○町民福祉課福祉班長（山口俊江君） 申しわけありません。借受人につきましては、さっき課長がお話しましたように50名となっております。そのうち償還済み、全額償還ということで先ほど課長がお話しましたように3名です。そのほかにまだ償還開始、6年据え置きですので、今年度から償還始まる方が1名なんですけど、自分が償還始まる前に、もう繰り上げをしたいという方がいらっしゃってます。その方が4名というふうなことで、実際償還始まったのは先ほど課長答弁しましたように1名ということになっております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうすると償還というか、償還をしなくてない人は43名ということなんです。もう既に、全額返還する人は全部で7名になりますよね。借りた人が50名ということであれば43になるんじゃないんですか、ちょっとわからないんですけど。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 済みません。前段でも申し上げたんですけども、3名の方が全額償還しましたと。繰上償還で4名いらっしゃってるんですけども、まだ償還期間残ってますんで、残りが47人というような状況でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第15号平成29年度松島町一般会計補正予算

(第6号)については原案のとおり可決されました。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部幸夫君) 休憩の声がありますので、ここで休憩に入ります。再開を3時20分にしたと思います。よろしくお願いします。

午後3時08分 休 憩

---

午後3時20分 再 開

○議長(阿部幸夫君) 会議を再開します。

---

日程第17 議案第16号 平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について

○議長(阿部幸夫君) 日程第17、議案第16号平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(阿部幸夫君) 起立全員です。よって、議案第16号平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり決せられました。

---

日程第18 議案第17号 平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

○議長(阿部幸夫君) 日程第18、議案第17号平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論



を終わります。

これより、議案第17号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第17号平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第18号 平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、議案第18号平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第18号平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第19号 平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第20、議案第19号平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第19号平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第20号 平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第21、議案第20号平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第20号平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第21号 平成29年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第22、議案第21号平成29年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第21号平成29年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は3月6日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時27分 散 会